

2012年12月1日

情報ネットワーク学会分科会

W i n n y 事件を考える

## W i n n y 事件と刑事弁護

W i n n y 事件弁護団

主任弁護人

弁護士 秋 田 真 志

### 1 W i n n y 事件の経緯

- 02年春 W i n n y 開発
- 03年夏 正犯、著作権侵害行為
  - 11月 金子氏宅等一斉捜索
  - 12月 金子氏立件方針決まる（金子再聴取）
- 04年5月 金子氏逮捕・起訴（以後、公判25回）
- 06年12月13日 京都地裁第1審判決（有罪・罰金）
- 09年10月18日 大阪高裁第2審判決（無罪判決）
- 11年12月20日 最高裁判決（無罪確定）

### 2 捜査の動き

捜査機関の立件への意欲と頓挫

密室取調べにおける作文調書と申述書—歪められた開発目的

逮捕・勾留と黙秘

### 3 公判での主要な争点

- ① W i n n y の開発目的
- ② 価値中立行為と幫助犯の成否
- ③ W i n n y の利用実態

### 4 W i n n y の開発目的～申述書問題～

W i n n y は、著作権侵害を蔓延させる目的で開発された（検察主張）のか？

### 5 W i n n y とはどんなソフトであったのか

P2P型ネットワーク・ピュア型ファイル共有

その応用可能性

## 開発目的

金子氏が開発したその他のソフト

N e k o f l i g h t、スターボウ、L I N K . E X E、W I R E . E X E、V o l r e n d . e x e、A n i m e b o d y . e x e、フィジアニメ、S n o w . e x e、B a l l . E x e

Freenet との関係

W i n n y の技術

クラスタ化

キャッシュ機能

代理機能（中継）

ダウンロード枠増加機能の意義

## 6 裁判所の判断

### (1) 第1審京都地裁平成18年12月13日判決

「それ自体はセンターサーバを必要としないP2P技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものであって、被告人がいかなる目的の下に開発したかにかかわらず、技術それ自体は価値中立である」

「価値中立的な技術を提供すること一般が犯罪行為となりかねないような、無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当でない」

「結局、そのような技術を実際に外部へ提供する場合、外部への提供行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、さらに提供する際の主観的態様如何による」

「Winny によって著作権侵害がインターネット上にまん延すること自体を積極的に企図したとまでは認められない」(申述書、自白調書の信用性否定)

「Winny を含むファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、Winny が社会においても著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされ、効率もよく便利な機能が備わっていたこともあって広く利用されていたという現実の利用状況の下、被告人は、そのようなファイル共有ソフト、とりわけ Winny の現実の利用状況等を認識し、新しいビジネスモデルが生まれることも期待して、Winny が上記のような態様で利用されることを認容しながら、…公開し」た「行為は、幫助犯を構成すると評価することができる」

### (2) 控訴審

## ア 弁護団での控訴審立証

### (ア) 海外判例

- ① アメリカのグロックスター事件（連邦最高裁 2005 年 6 月 27 日判決）
- ② 韓国のソリバタ事件（ソウル中央裁判所 2005 年 1 月 12 日判決）
- ③ 台湾の ezPeer 事件（台湾士林地方法院 2005 年 6 月 30 日判決）

### (イ) 利用実態

- ① ACCS の調査方法（アンケート結果から 9 割が著作権侵害）の誤り
- ② 慶応大学経済学部田中辰雄准教授の研究（全コンテンツからの統計学的サンプリング調査により、Winnny で著作権侵害の可能性が高いと認められるものは、ファイル全体の 3～4 割程度）

## イ 控訴審・大阪高裁平成 21 年 10 月 18 日判決

「価値中立のソフトをインターネット上で提供することが、正犯の実行行為を容易ならしめたといえるためには、ソフトの提供者が不特定多数の者のうちには違法行為をする者が出る可能性・蓋然性があると認識し、認容しているだけでは足りず、それ以上に、ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合に幫助犯が成立すると解すべき」（台湾の ezPeer 事件類似）

「被告人は、価値中立のソフトである本件 Winnny をインターネット上で公開、提供した際、著作権侵害をする者が出る可能性・蓋然性があることを認識し、認容していたことは認められるが、それ以上に、著作権侵害の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めて本件 Winnny を提供していたとはこれを認めることができない」（無罪）

## (3) 上告審・最高裁平成 23 年 12 月 20 日判決

「かかるソフトの提供行為について、幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。すなわち、ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、当該ソフトの性質、その客

観的利用状況，提供方法などに照らし，同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合で，提供者もそのことを認識，認容しながら同ソフトの公開，提供を行い，実際にそれを用いて著作権侵害（正犯行為）が行われたときに限り，当該ソフトの公開，提供行為がそれらの著作権侵害の幫助行為に当たると解するのが相当である。」

「被告人による本件W i n n yの公開，提供行為は，客観的に見て，例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高い状況の下での公開，提供行為であったことは否定できない。他方，この点に関する被告人の主観面をみると，被告人は，本件W i n n yを公開，提供するに際し，本件W i n n yを著作権侵害のために利用するであろう者がいることや，そのような者の人数が増えてきたことについては認識していたと認められるものの，いまだ，被告人において，W i n n yを著作権侵害のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており，本件W i n n yを公開，提供した場合に，例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識，認容していたとまで認めるに足りる証拠はない。……被告人は，著作権法違反罪の幫助犯の故意を欠くといわざるを得ず，被告人につき著作権法違反罪の幫助犯の成立を否定した原判決は，結論において正当である」

## 7 評価と課題

幫助犯の曖昧さと萎縮効果

技術立証の困難さ

捜査過程、特に取調べ過程立証の困難さ→取調べの可視化の必要性

以上

*Winny*事件を考える

# Winny事件と刑事弁護

Winny事件弁護団

主任弁護人

弁護士 秋田真志

# 何が問題か

ソフト開発をしただけ  
中立かつ社会的に有用なソフト  
そのソフト開発者に対し  
幫助犯を適用

# 何が問題か

- 究極のデジタル人間(金子勇氏)が
- 究極のアナログ世界(刑事司法)と巡り会った

## 何が起こったか？

- ソフト開発についての無理解と自白偏重

# Winny事件の経緯

- 02年春 Winny開発
- 03年夏 正犯、著作権侵害行為
- 11月 金子宅等一斉搜索
- 12月 金子立件方針決まる(金子再聴取)
- 04年5月 金子逮捕・起訴(以後、公判25回)
- 06年12月 第1審判決(有罪・罰金)
- 09年10月 第2審判決(無罪判決)
- 11年12月 最高裁・検察の上告棄却(無罪)



# 捜査の動き

- 捜査機関の立件への意欲と頓挫
- 密室取調べと金子氏の無警戒
- 作文調書と申述書作成
- 急転直下の立件へ(作られた開発目的)
- 自白重視の捜査手法
- 自白強要と金子氏の黙秘

# 公判・主要争点

- ① Winnyの開発目的
- ② 価値中立行為と幫助
- ③ Winnyの利用実態

# Winnyの開発目的

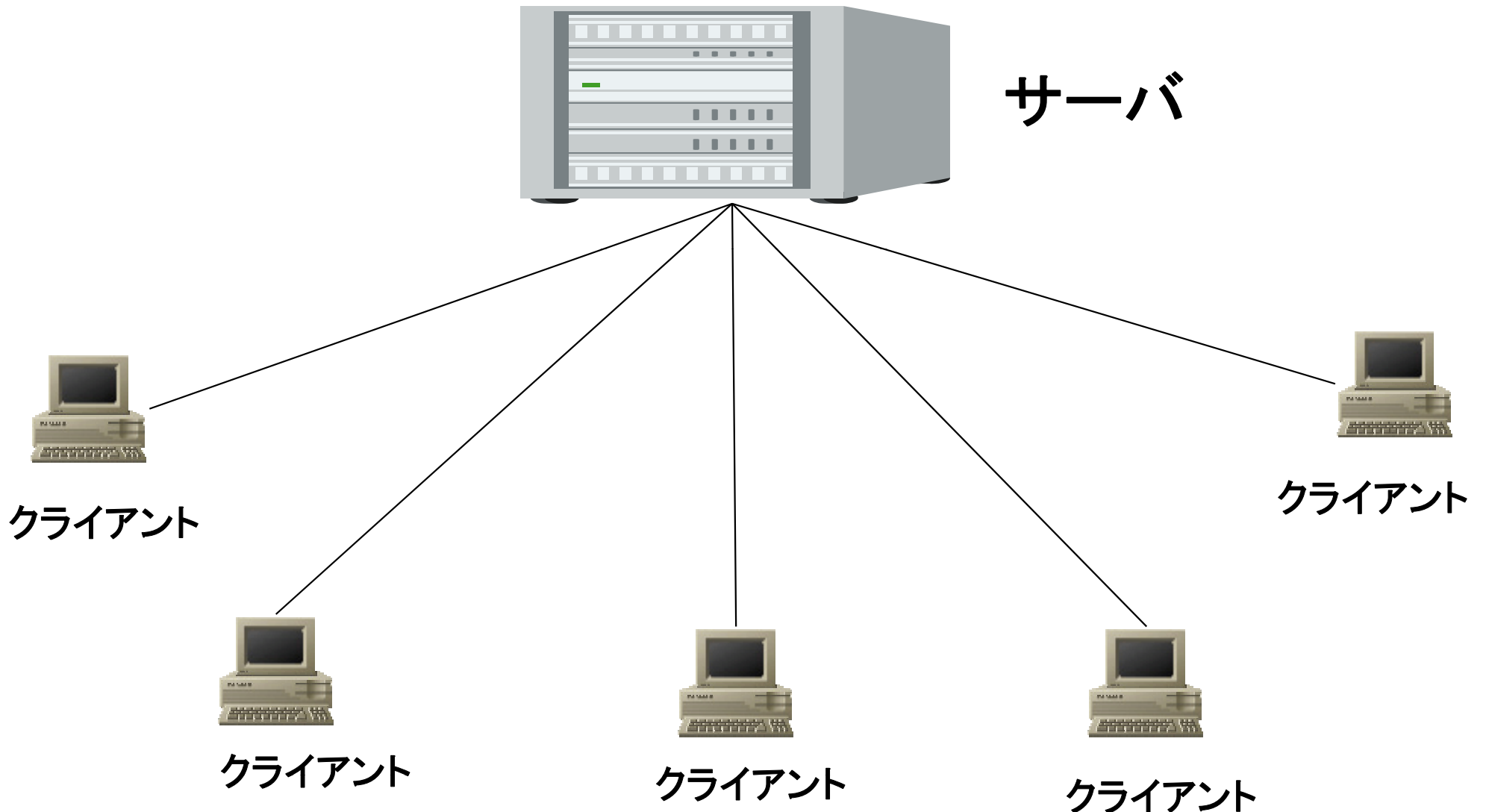
## ～申述書問題～

Winnyは、著作権侵害を蔓延させる目的で開発された？

# 公判弁護活動

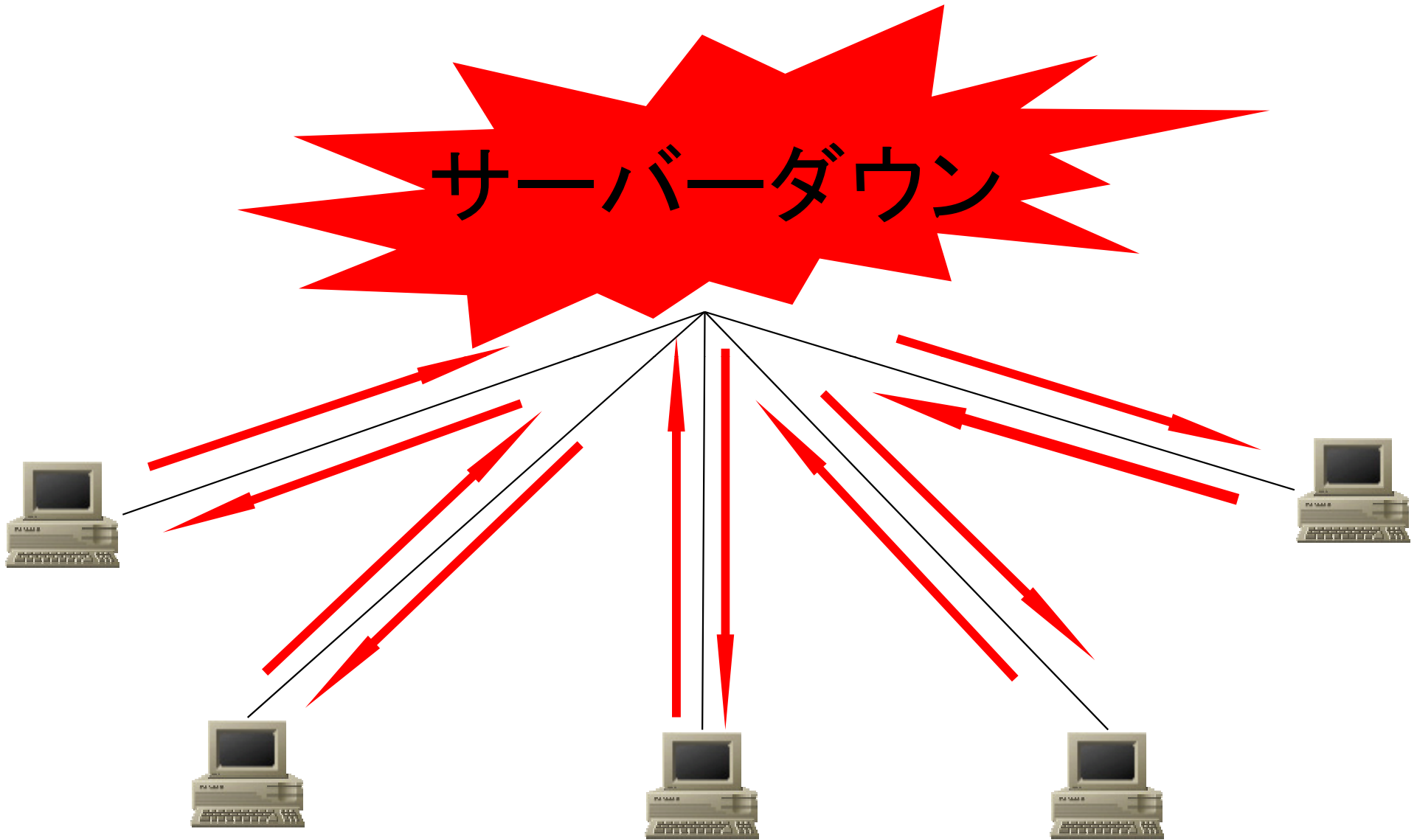
- 捜査過程の立証
- 技術立証（価値中立性）
- ソフト開発と幫助をめぐる  
海外判例
- Winnyの利用実態

# サーバ・クライアント型 ネットワーク

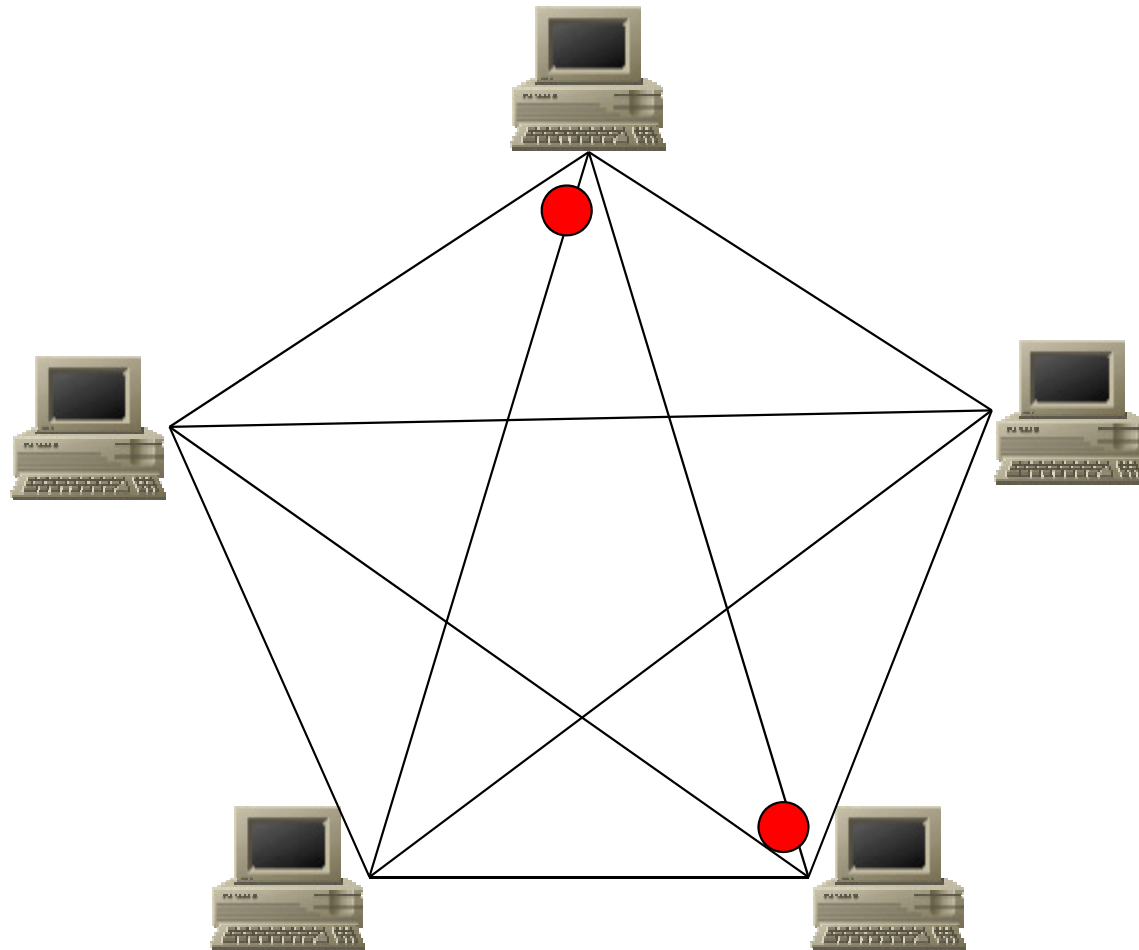


# ネットワークの停止

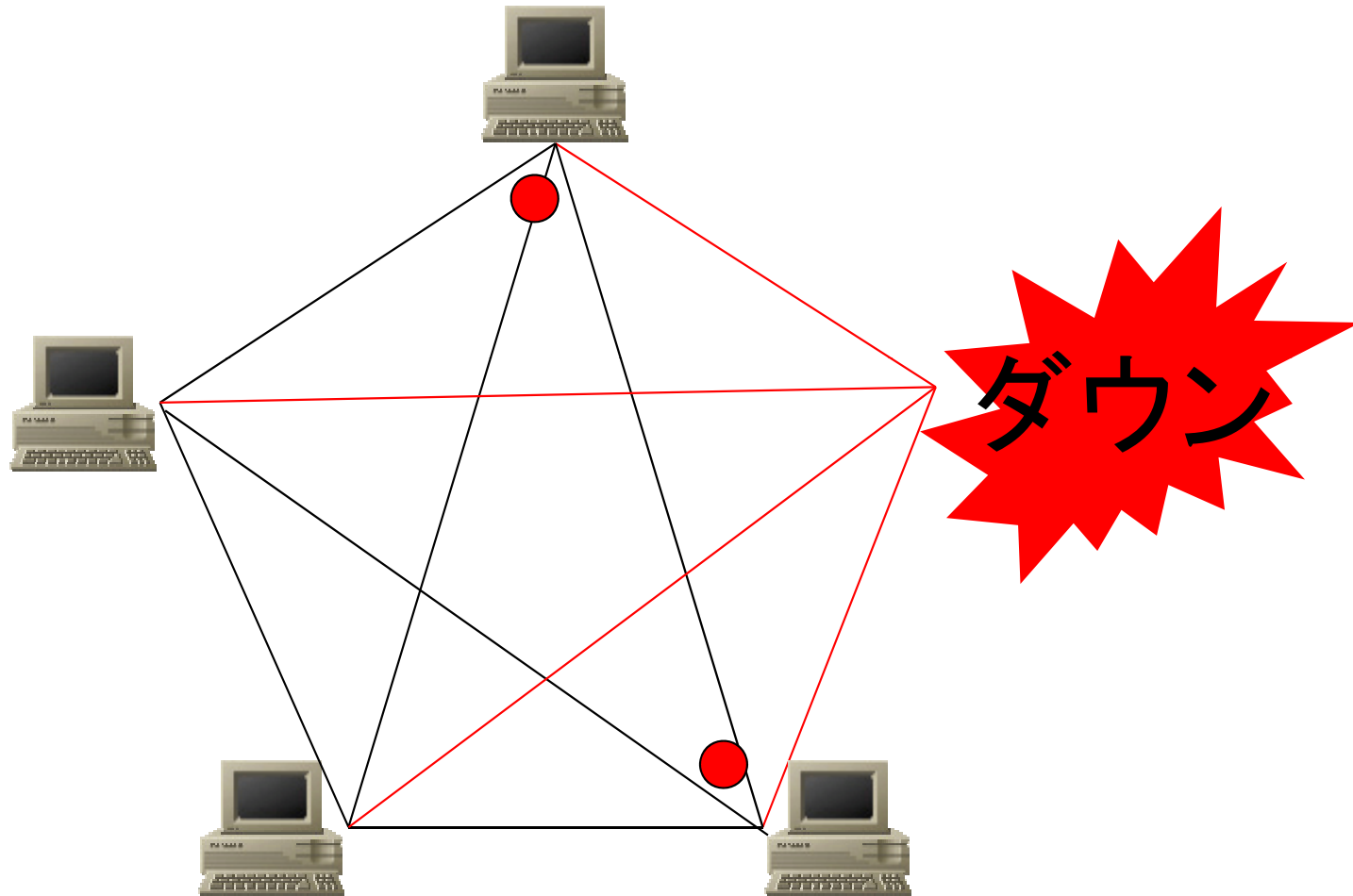
サーバーダウン



# P2P型ネットワーク

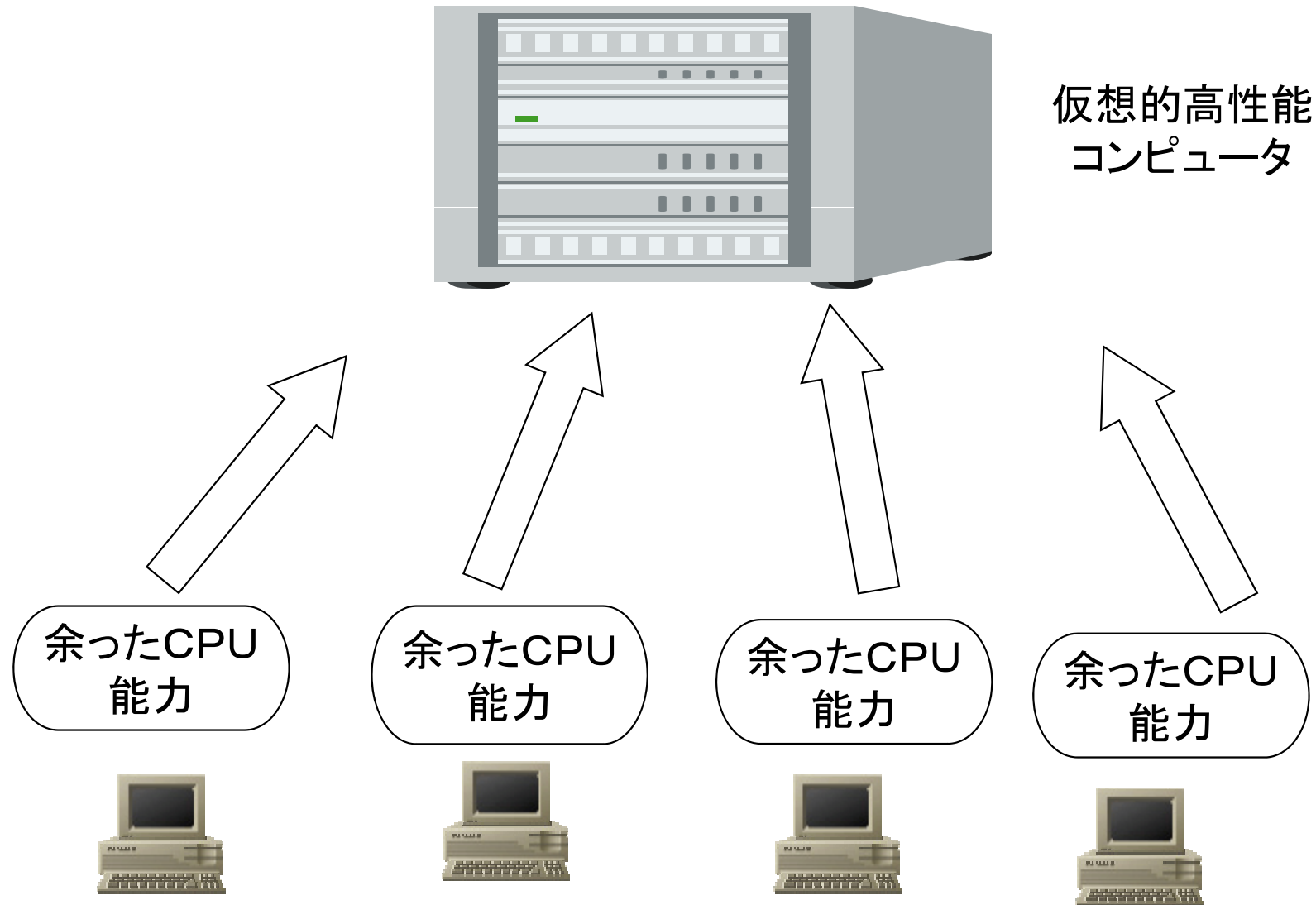


# 負荷分散による強固なネットワーク





# 分散コンピューティング

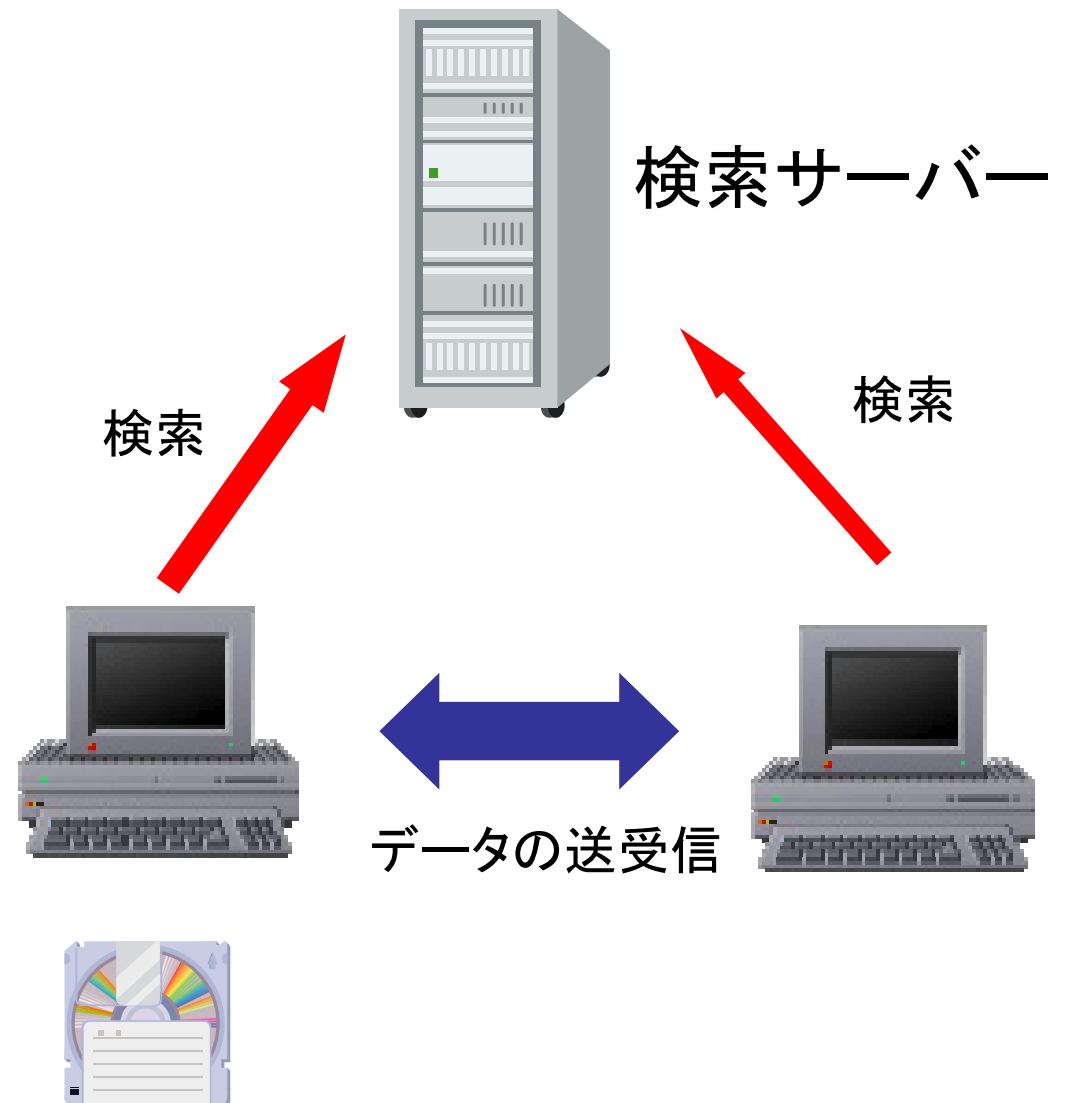


# 分散ストレージ(ファイル共有)



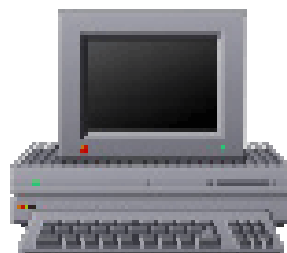
# ハイブリッド型ファイル共有

- 検索については、検索用サーバを使用する。
- サーバによる検索効率の向上
- サーバがダウンすればネットワーク全体がダウン



# ピュア型ファイル共有

- サーバーに依存しない純粋なP2P型
- 堅牢なネットワークを構築しやすい
- 効率の向上が不可欠



# Winnyの位置づけ

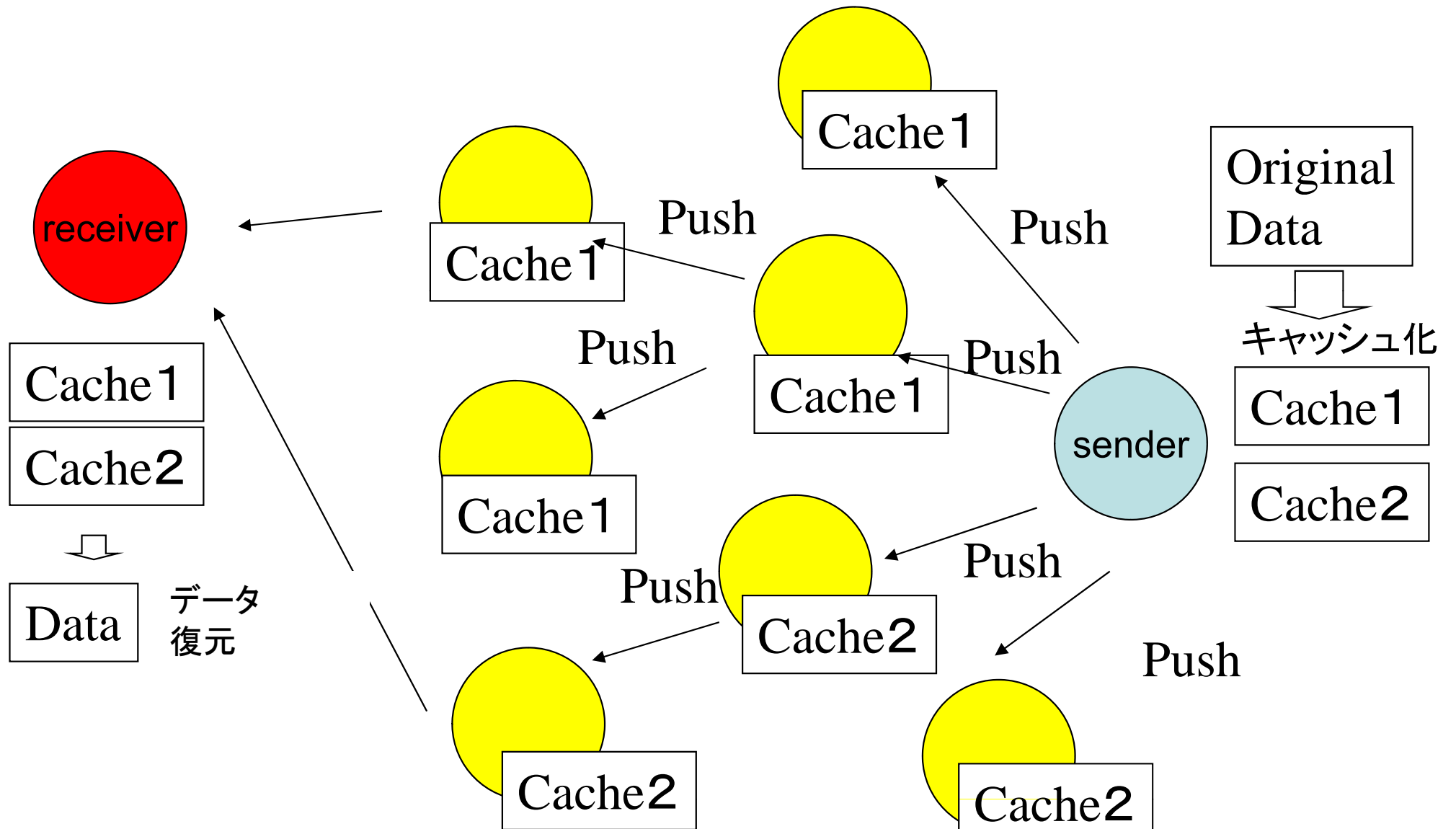
ピュア型P  
2Pによる、  
堅牢なネット  
ワーク

独自の分散  
ストレージ型  
ネットワーク  
による、高い  
効率性

セキュリ  
ティシス  
テムの実  
装化

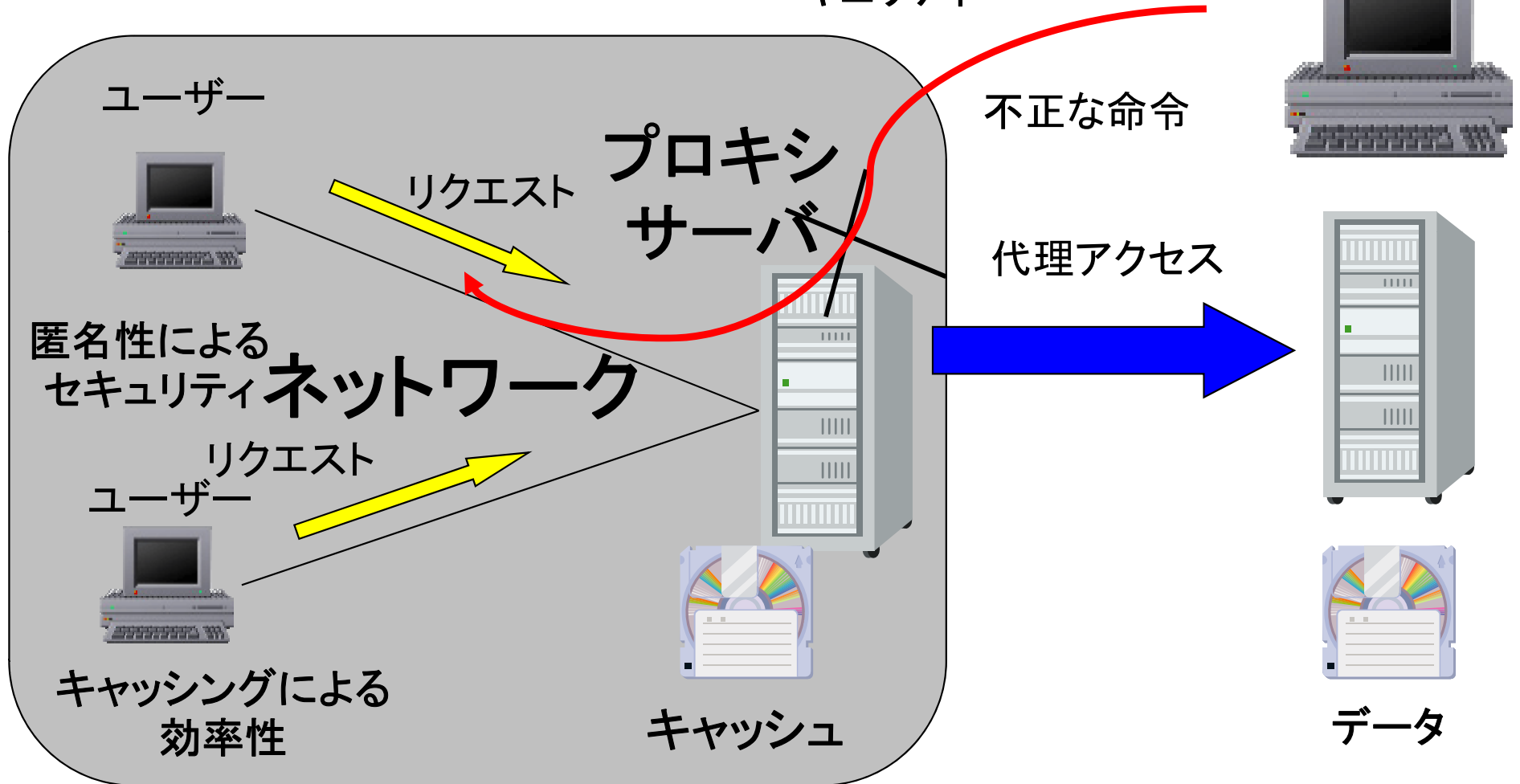
効率性とセキュリティを両立  
した世界最高峰のファイル共  
有ソフト

# Freenet概念図

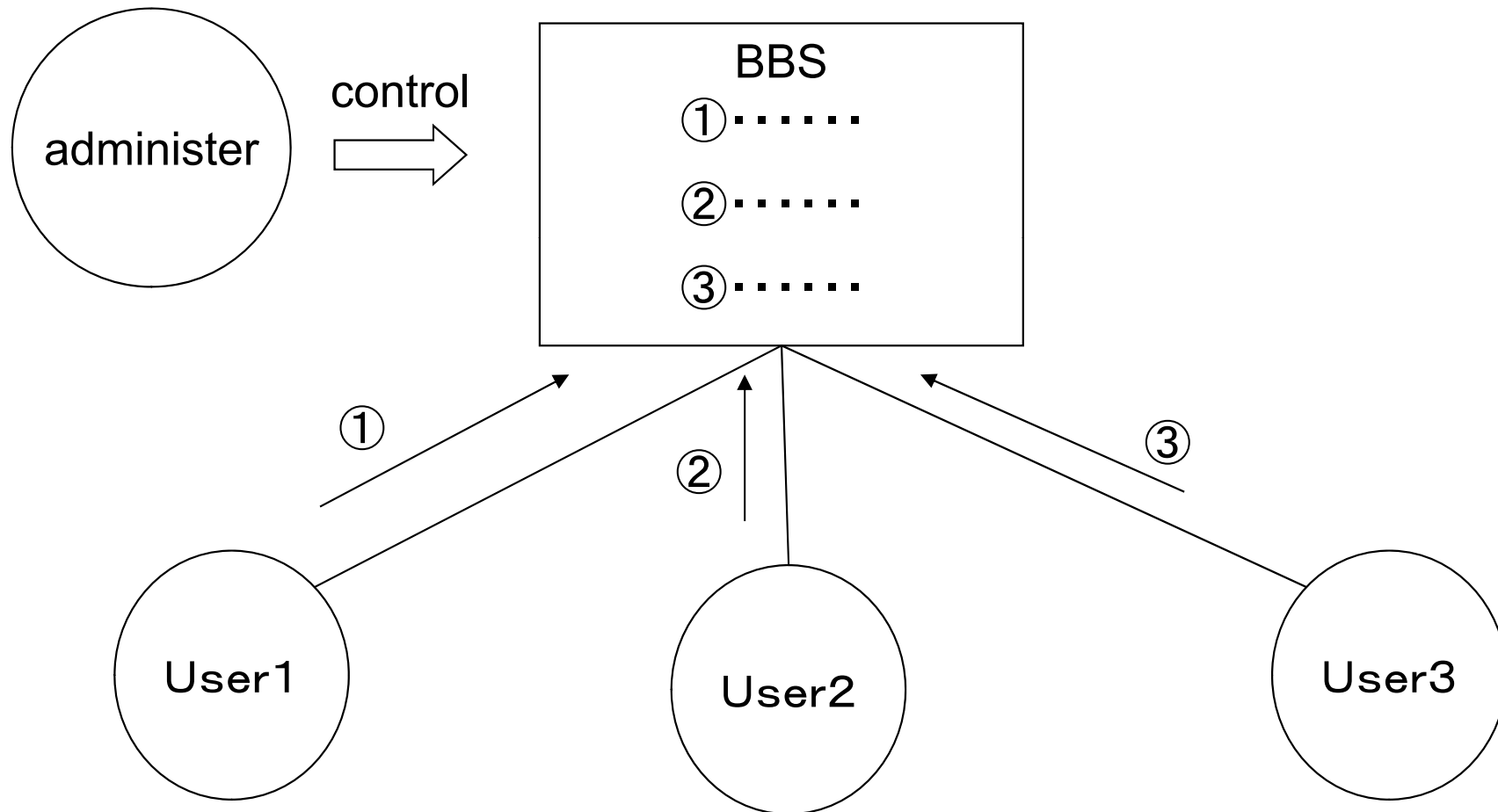


# プロキシサーバ

～セキュリティと効率性の両立  
フィルタリングによるセ  
キュリティ

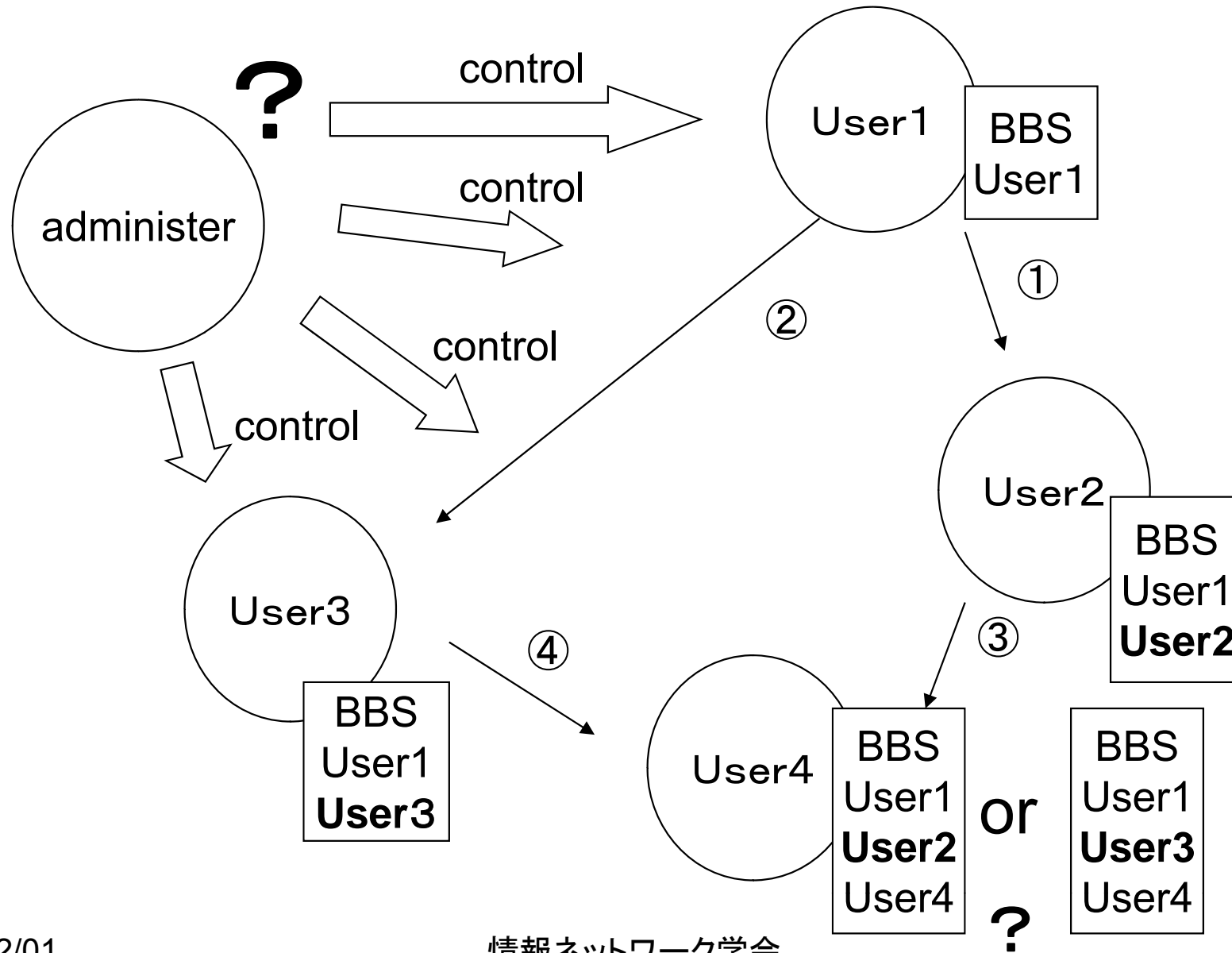


# 掲示板の問題点 (サーバー型の電子掲示板)

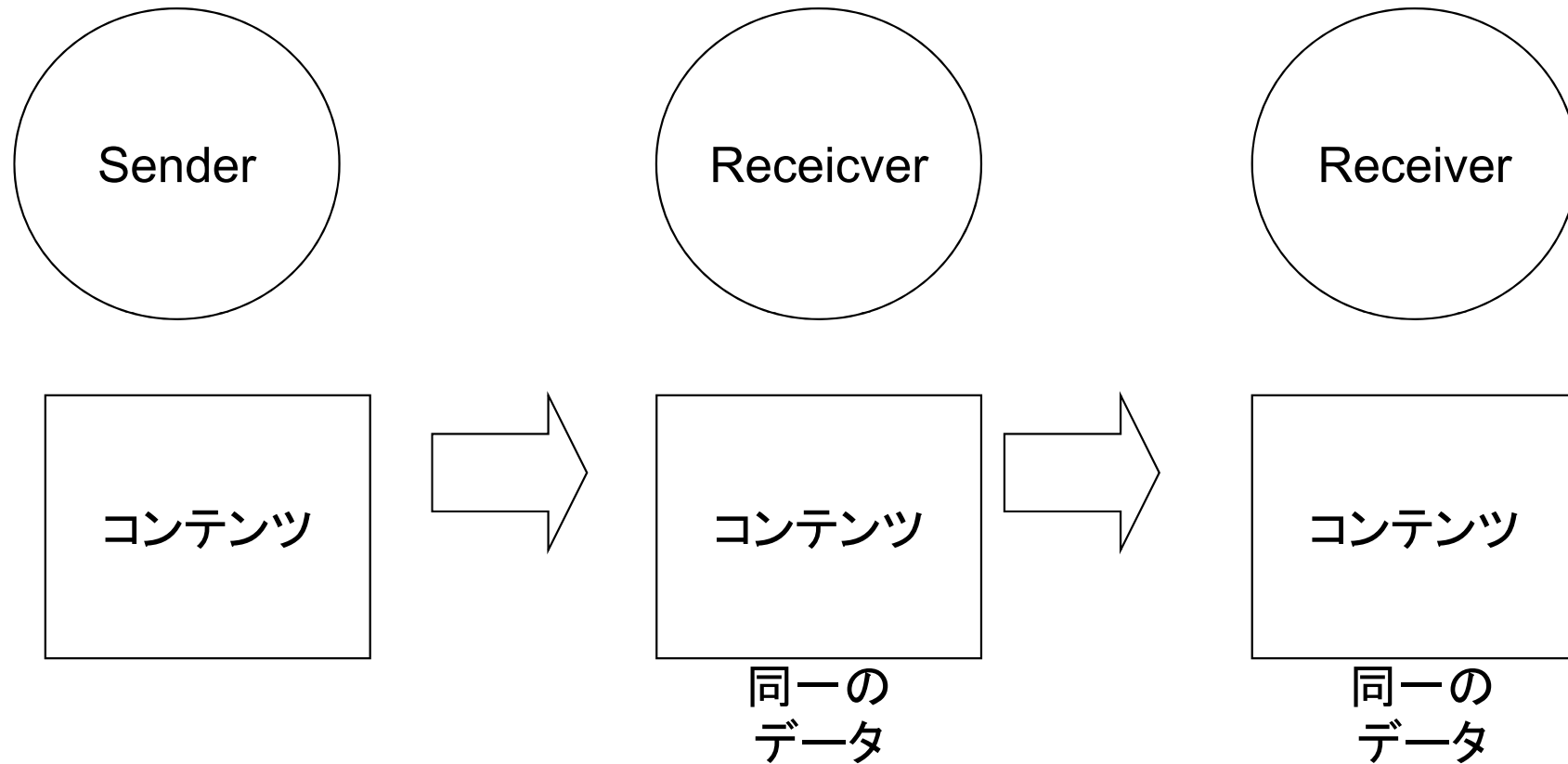




# 電子掲示板の問題(P2P)

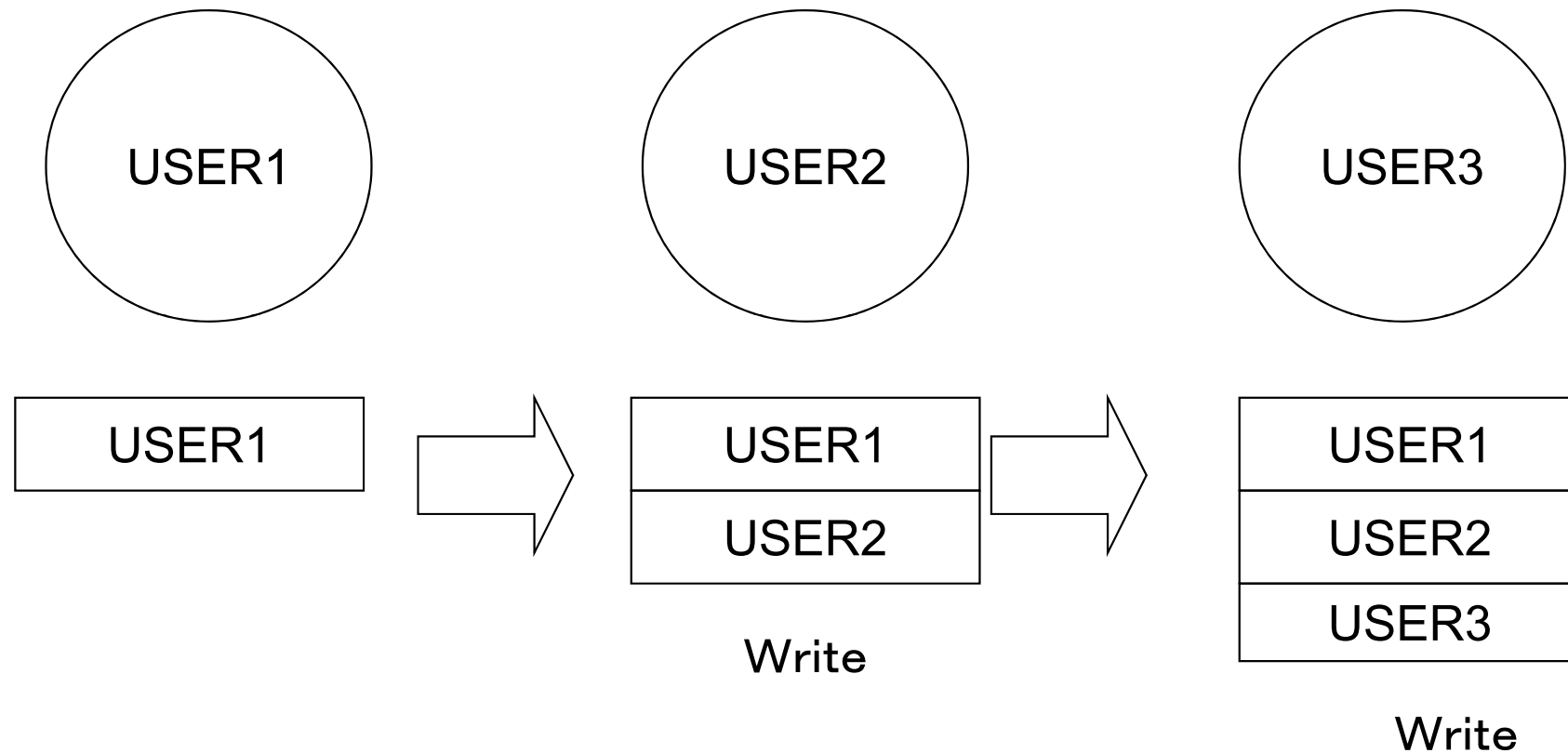


# 通常ファイル共有



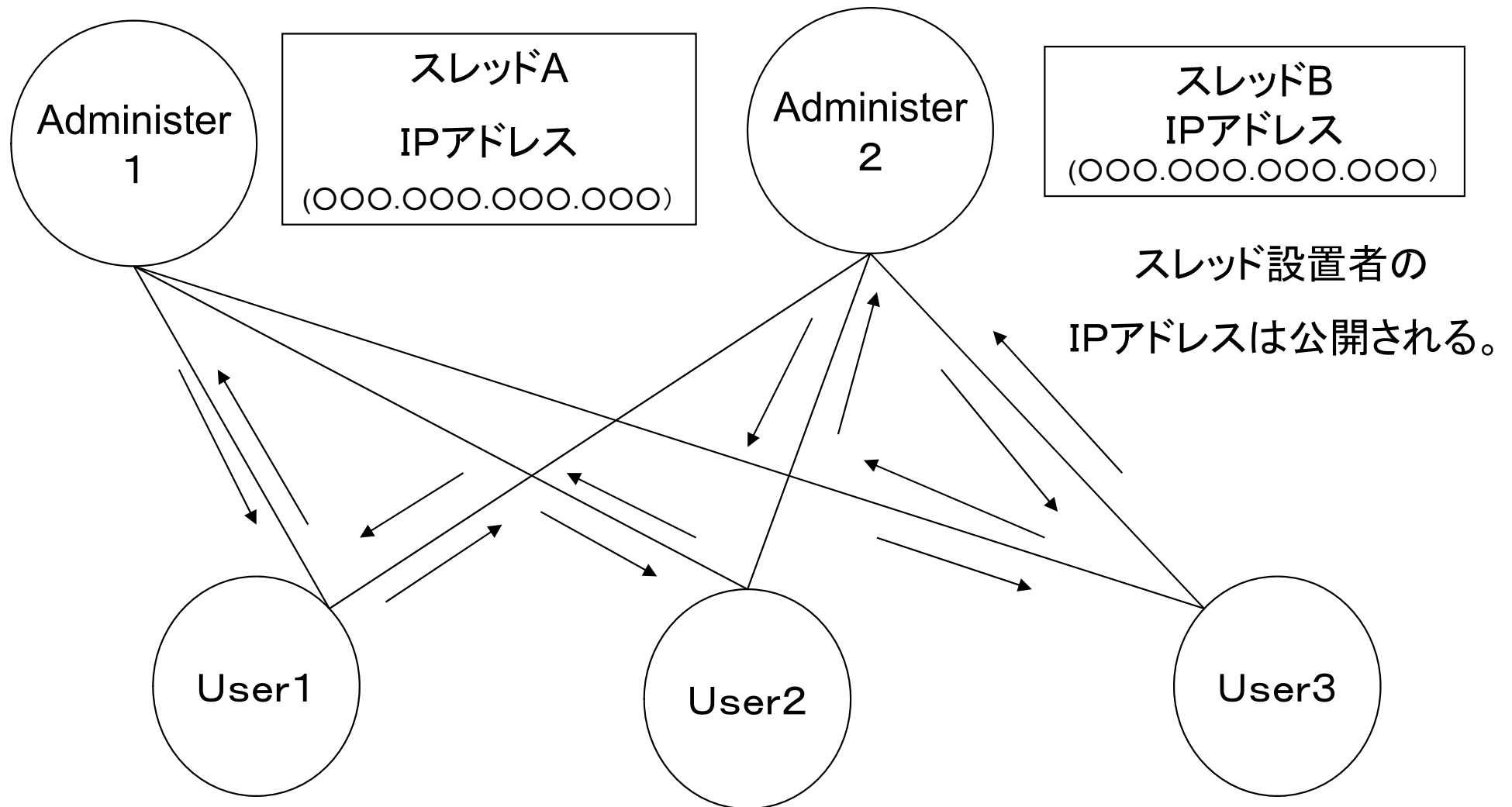
同一のデータが送受信されるにすぎない。  
管理の容易性

# P2PBBSにおけるコンテンツの変化

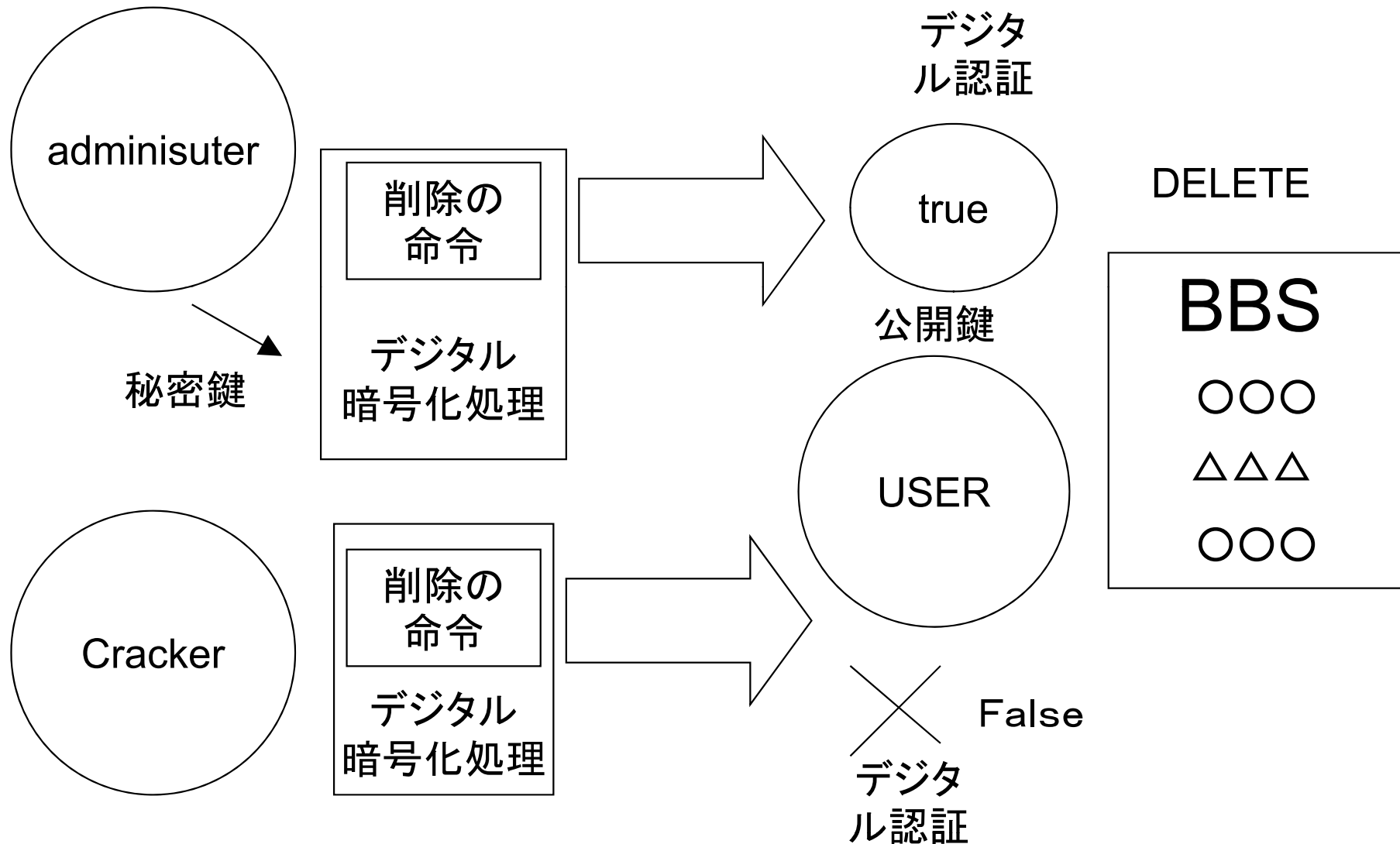


流通の課程で変化する、データを管理する  
管理の困難性

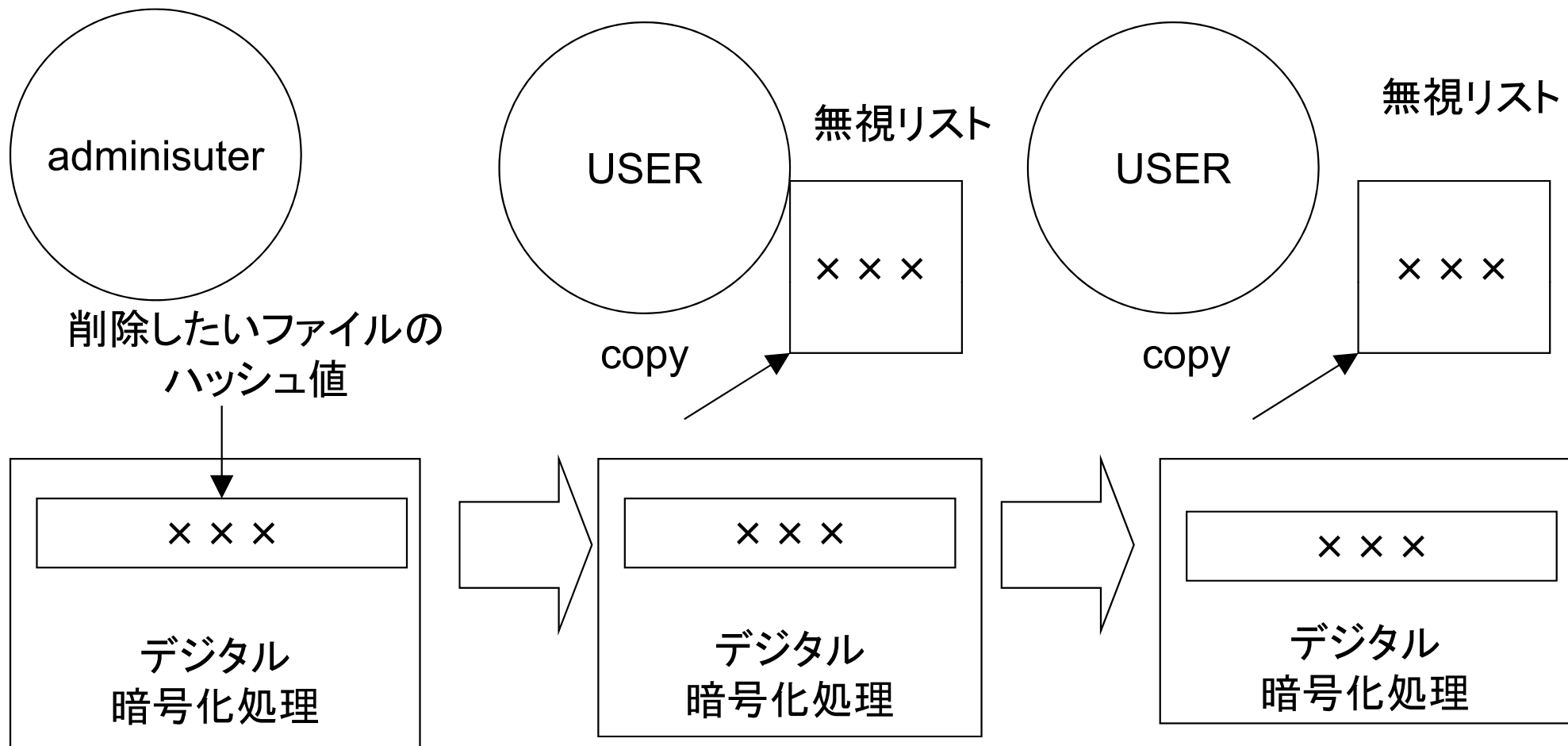
# Winny2におけるスレッド管理方法



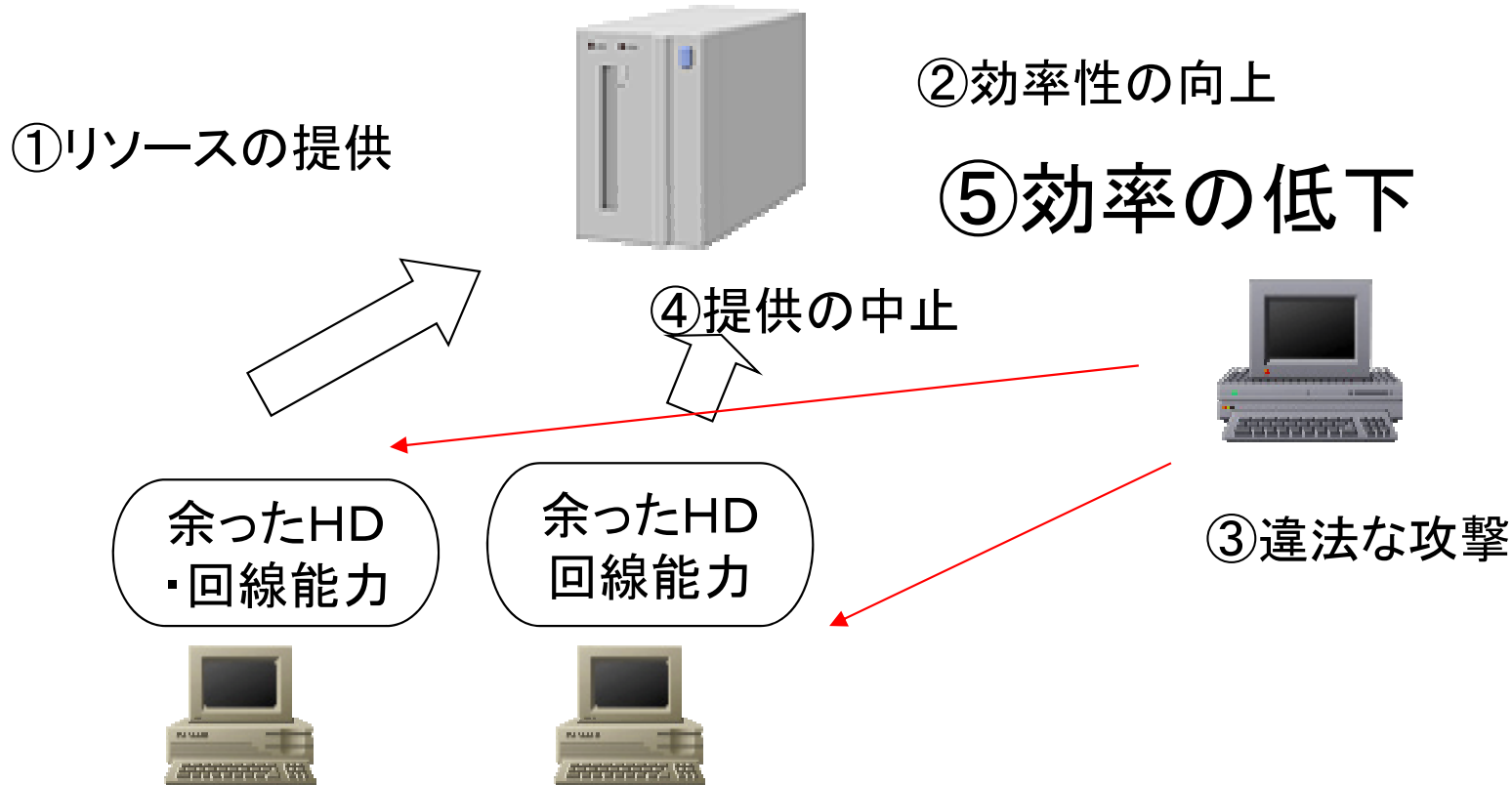
# デジタル認証を用いた掲示板管理法



# デジタル認証技術の ファイル交換部分への応用



# Winnyにおける匿名技術の重要性



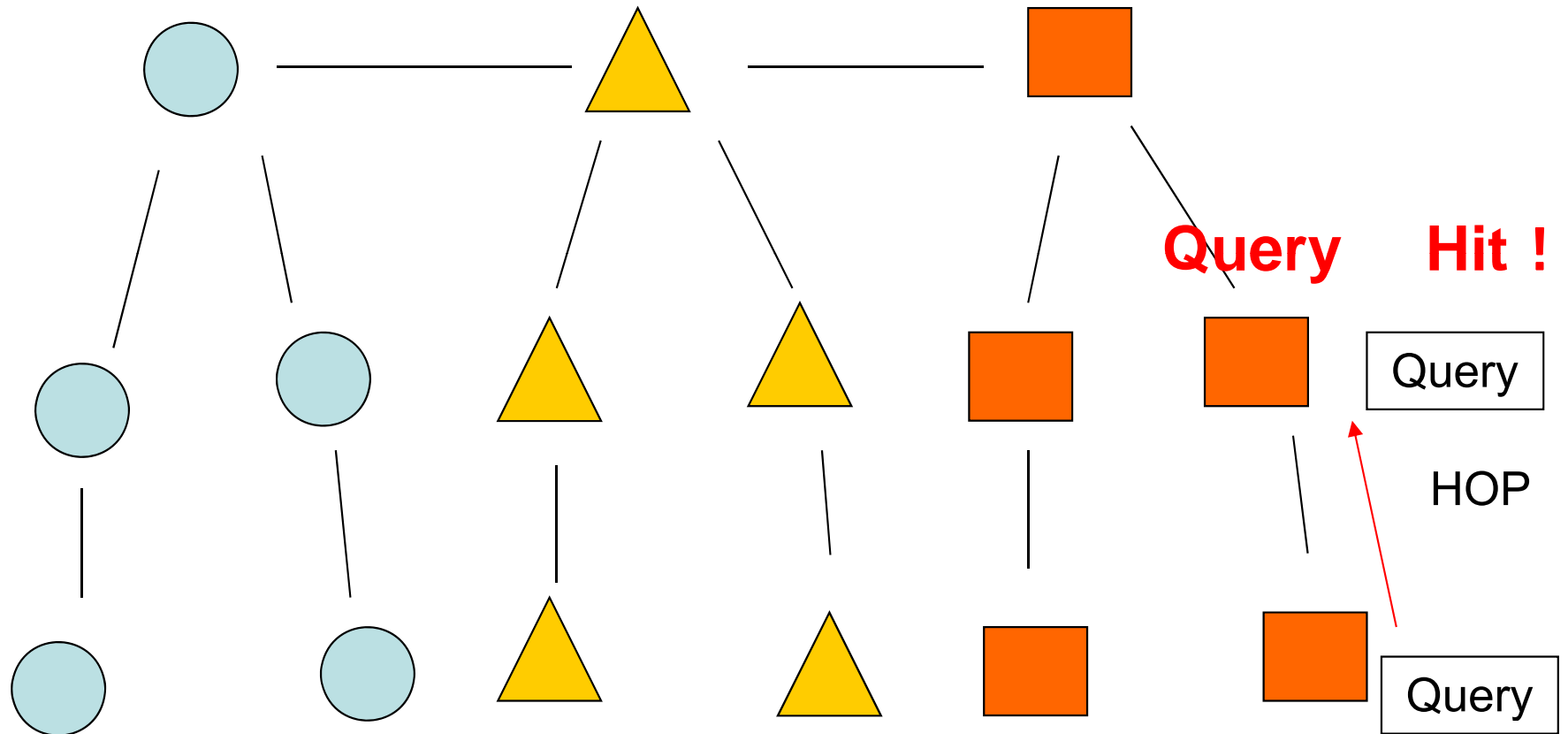
Winnyの効率性はユーザのリソース提供によって支えられている。

効率性向上に匿名技術が重要  
情報ネットワーク学会

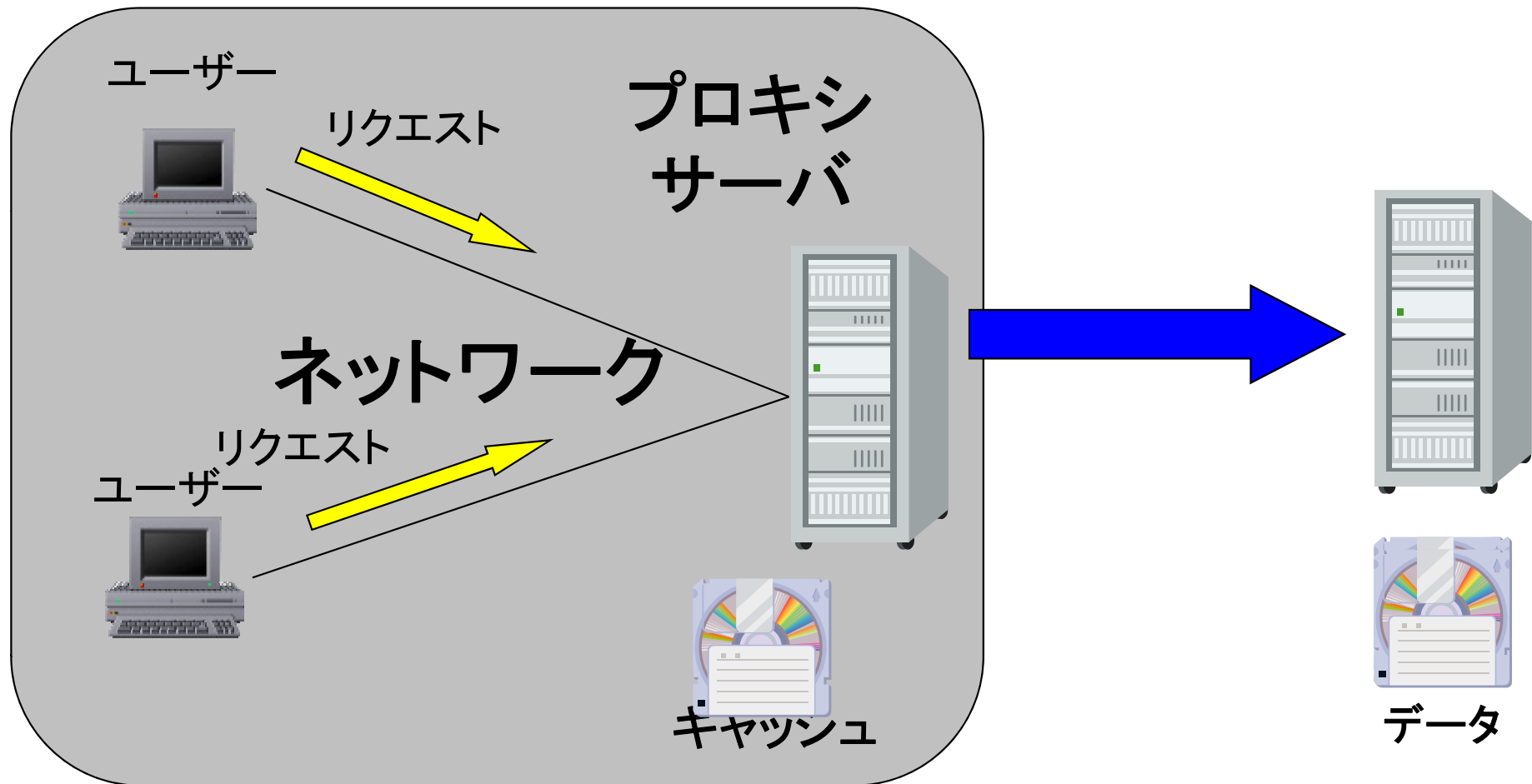




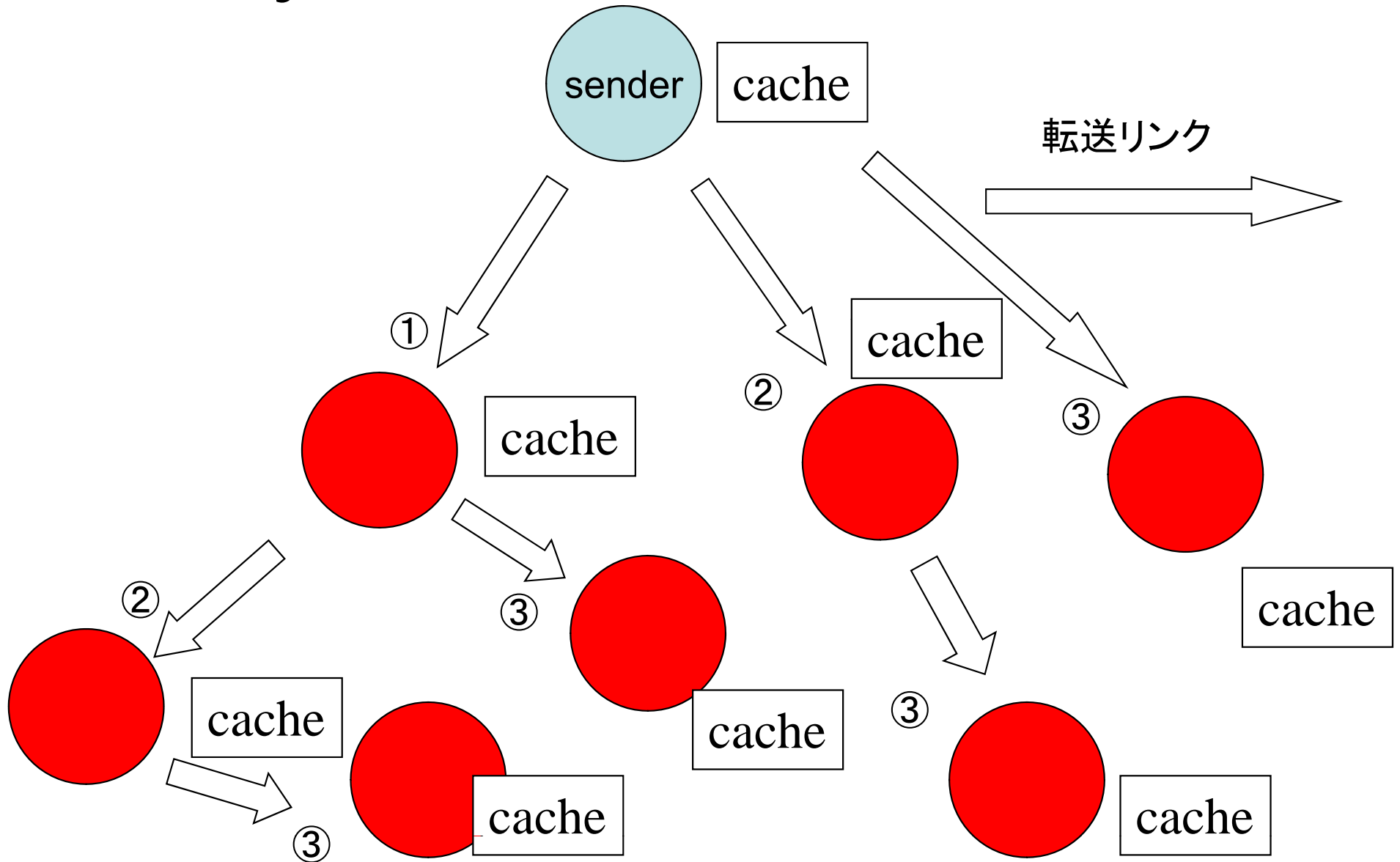
# クラスタ化のメリット(2)



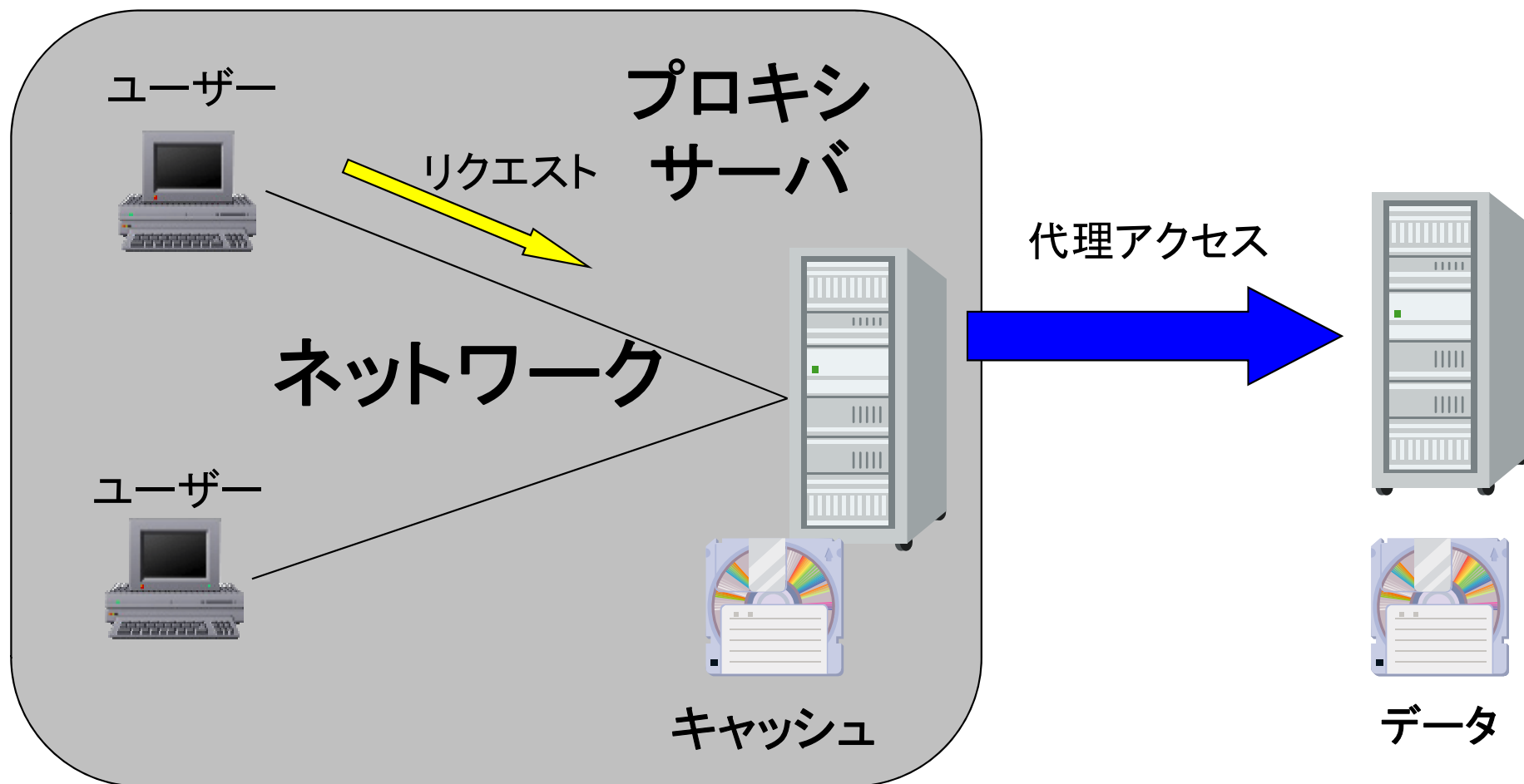
# プロキシサーバにおける キャッシュ機能



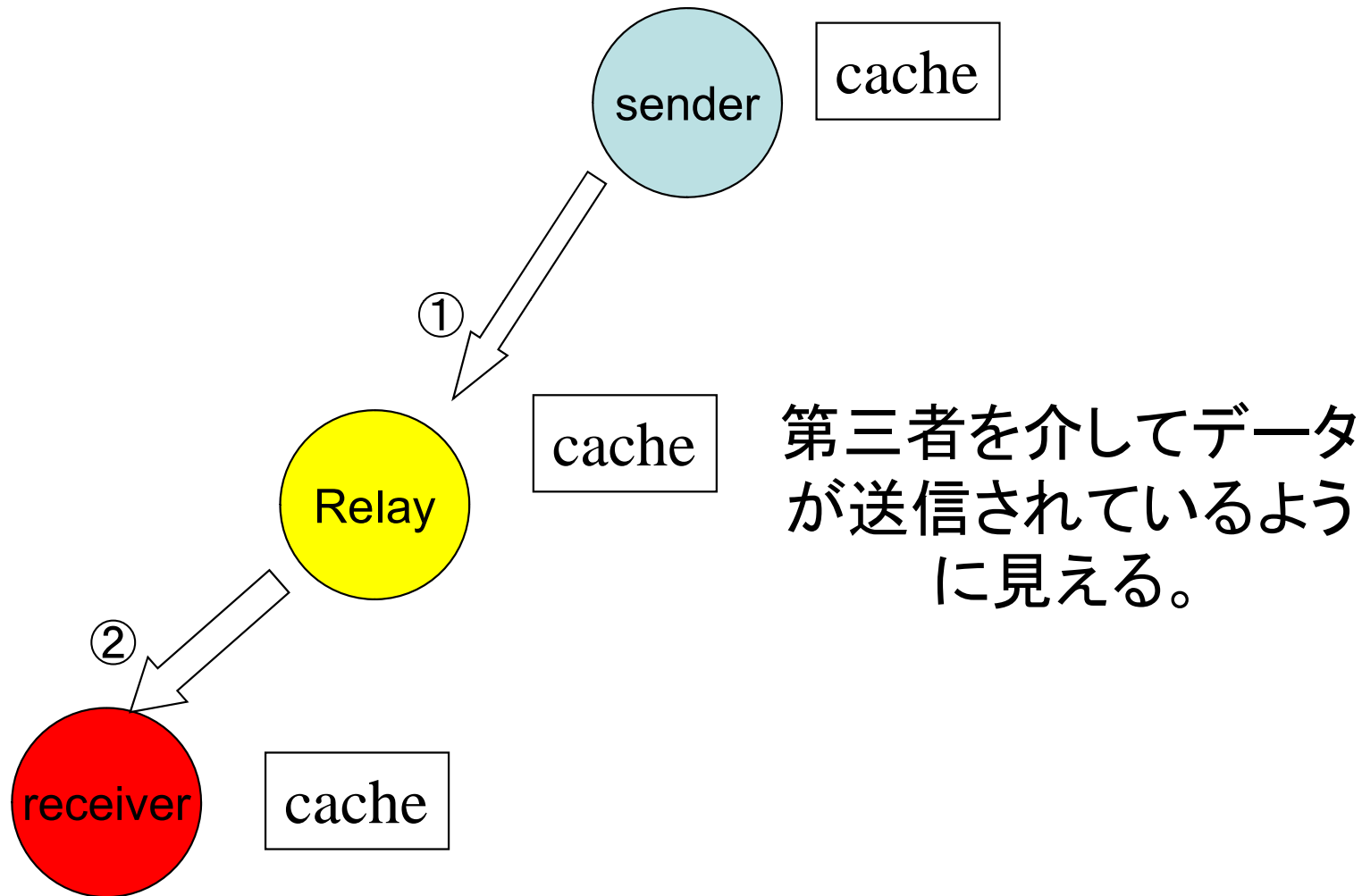
# Winnyにおけるキャッシュ機能



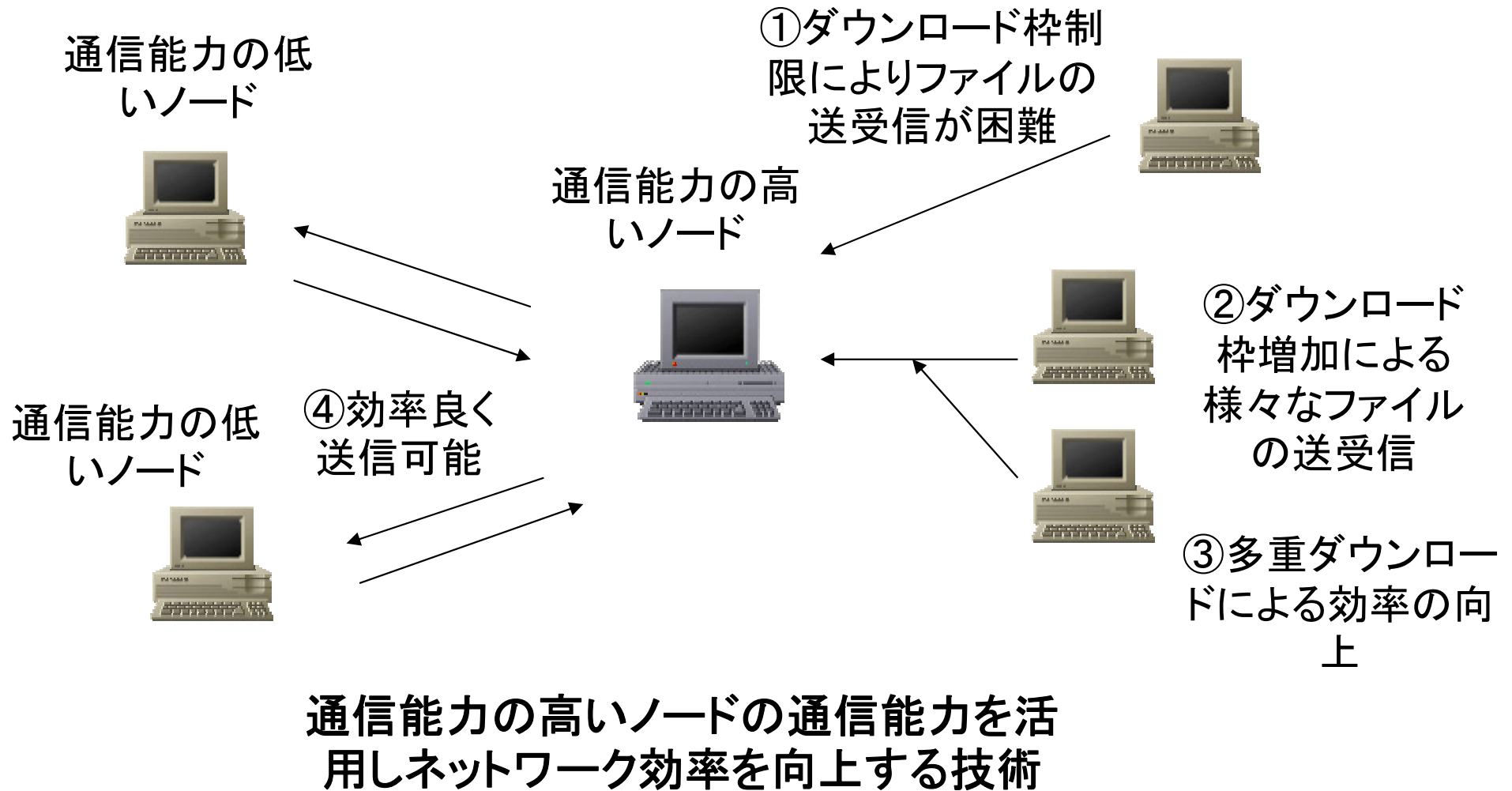
# プロキシサーバにおける 代理機能(中継)



# Winnyにおける 代理機能(中継)



# ダウンロード枠増加機能の意義



# Nekoflight

利用者の意見を聞きながらバージョンアップしていった  
フライトシミュレータ



# Nekoflight2

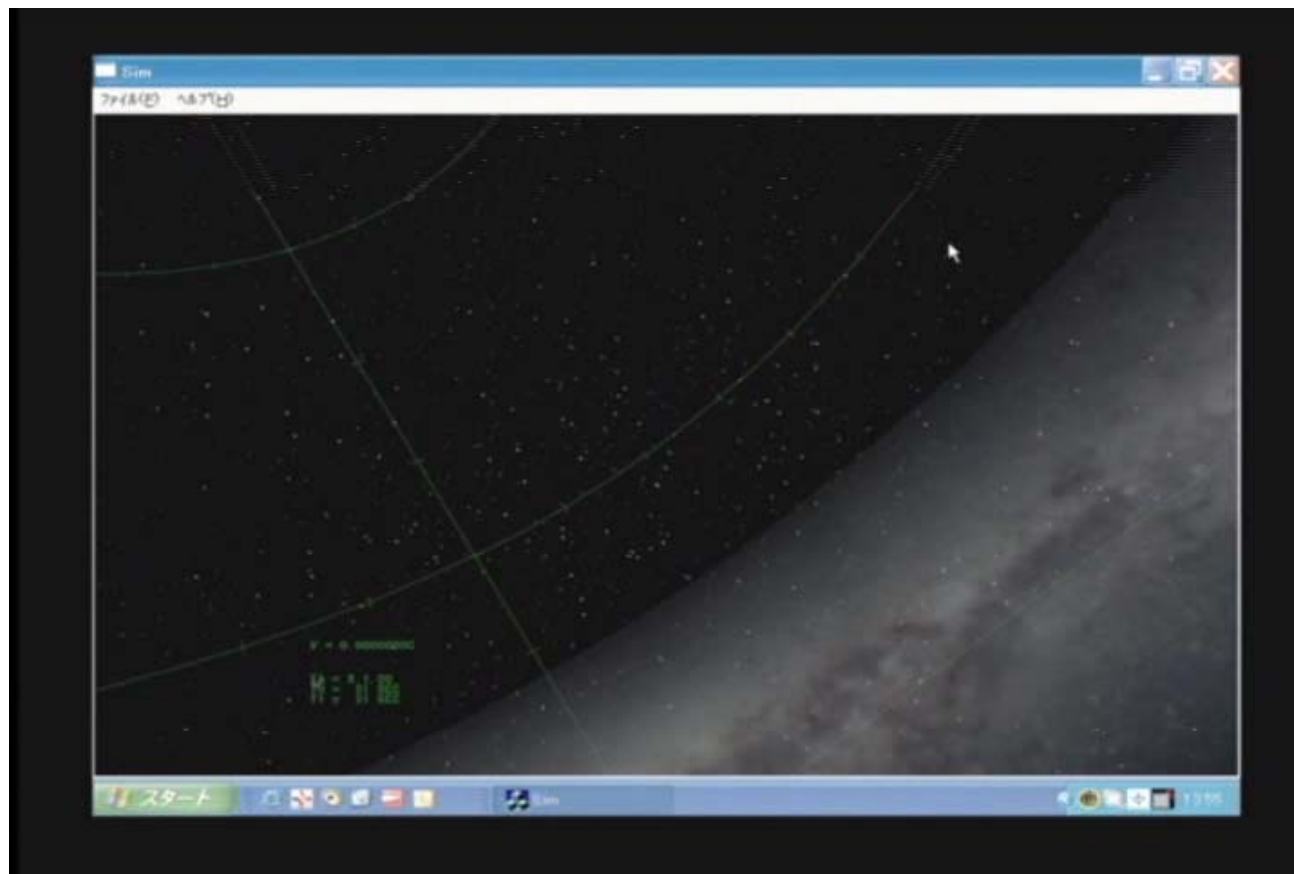
利用者の意見を聞きながらバージョンアップしていった  
フライトシミュレータ





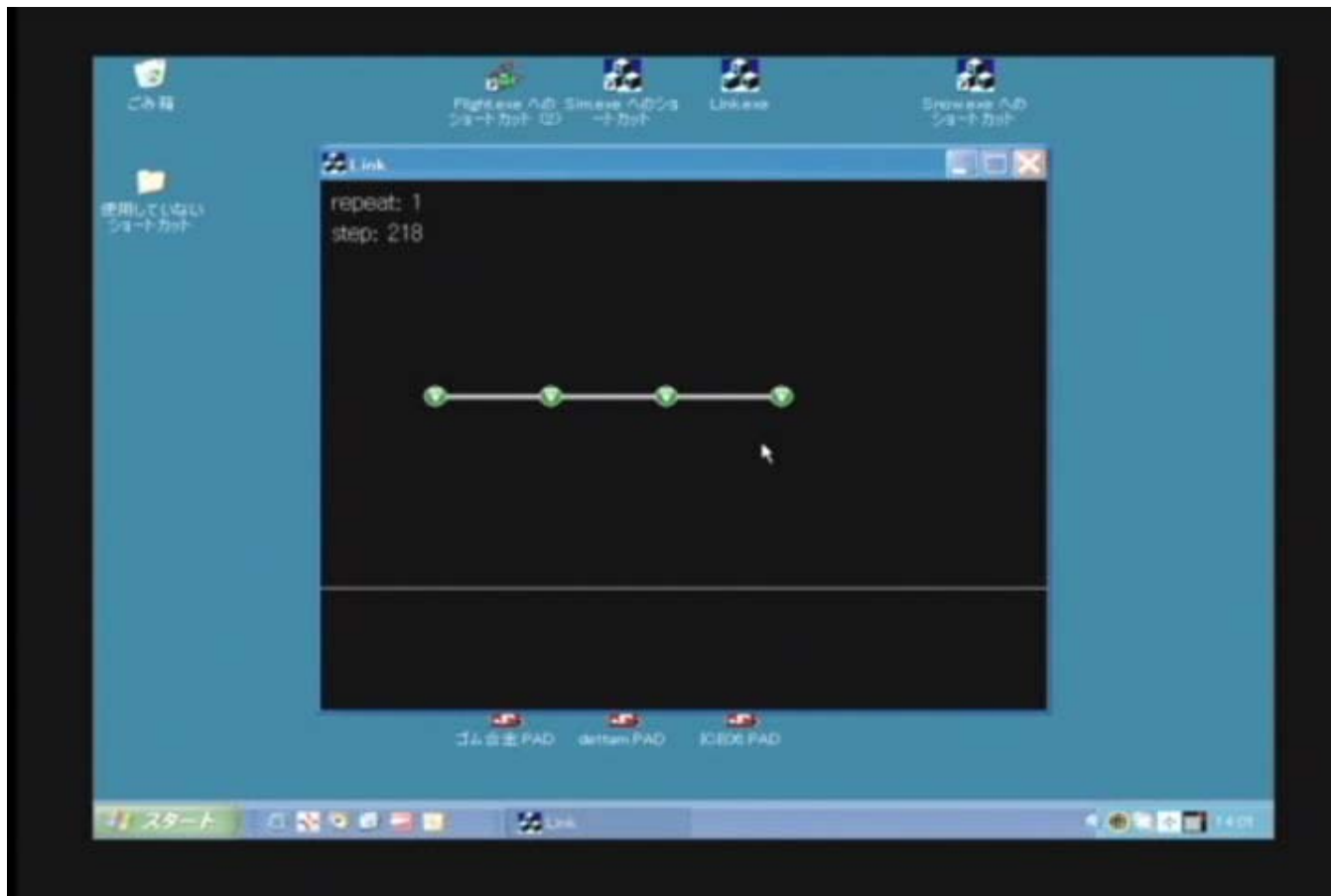
# スターボウ

特殊相対性理論における、光行差現象と  
ドップラー効果を可視化したもの



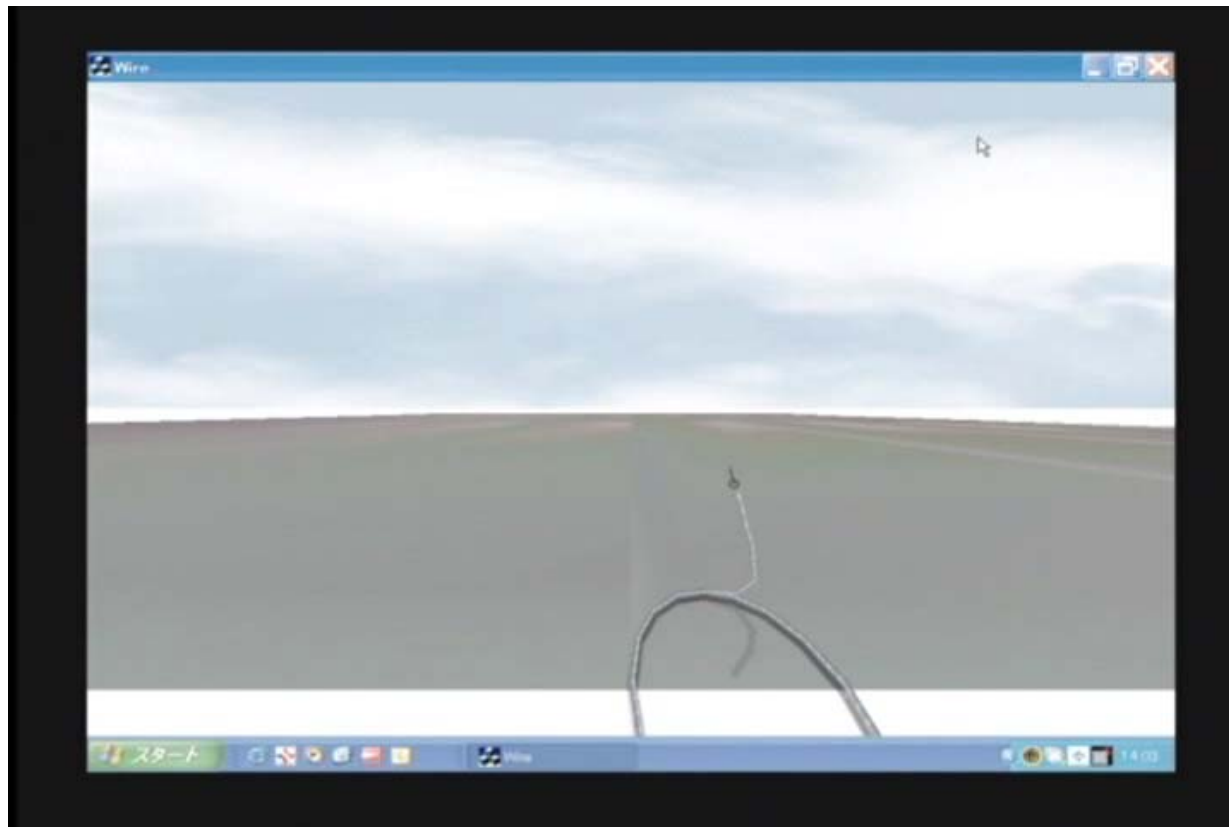
# LINK. EXE

- AB法の基本的なソフト



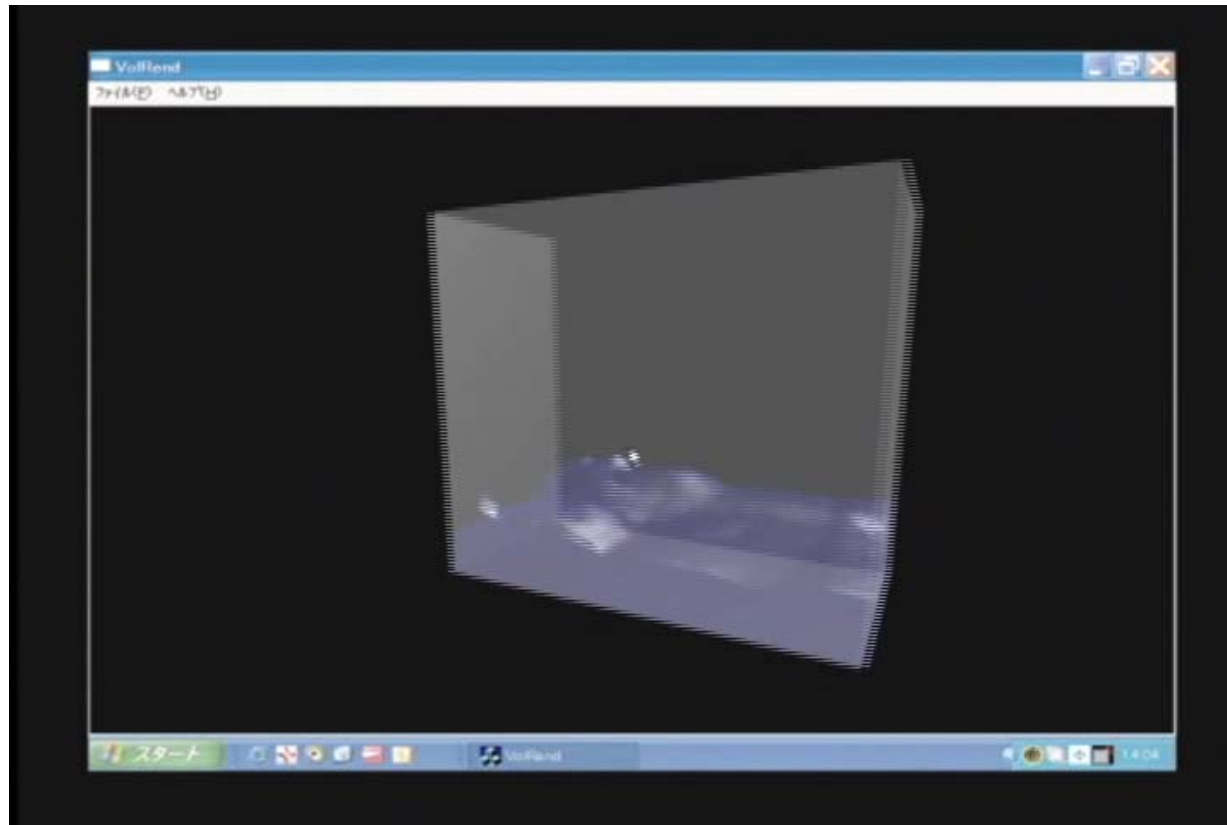
# WIRE. EXE

- AB法を応用して、ひも状の物体の動きを表現



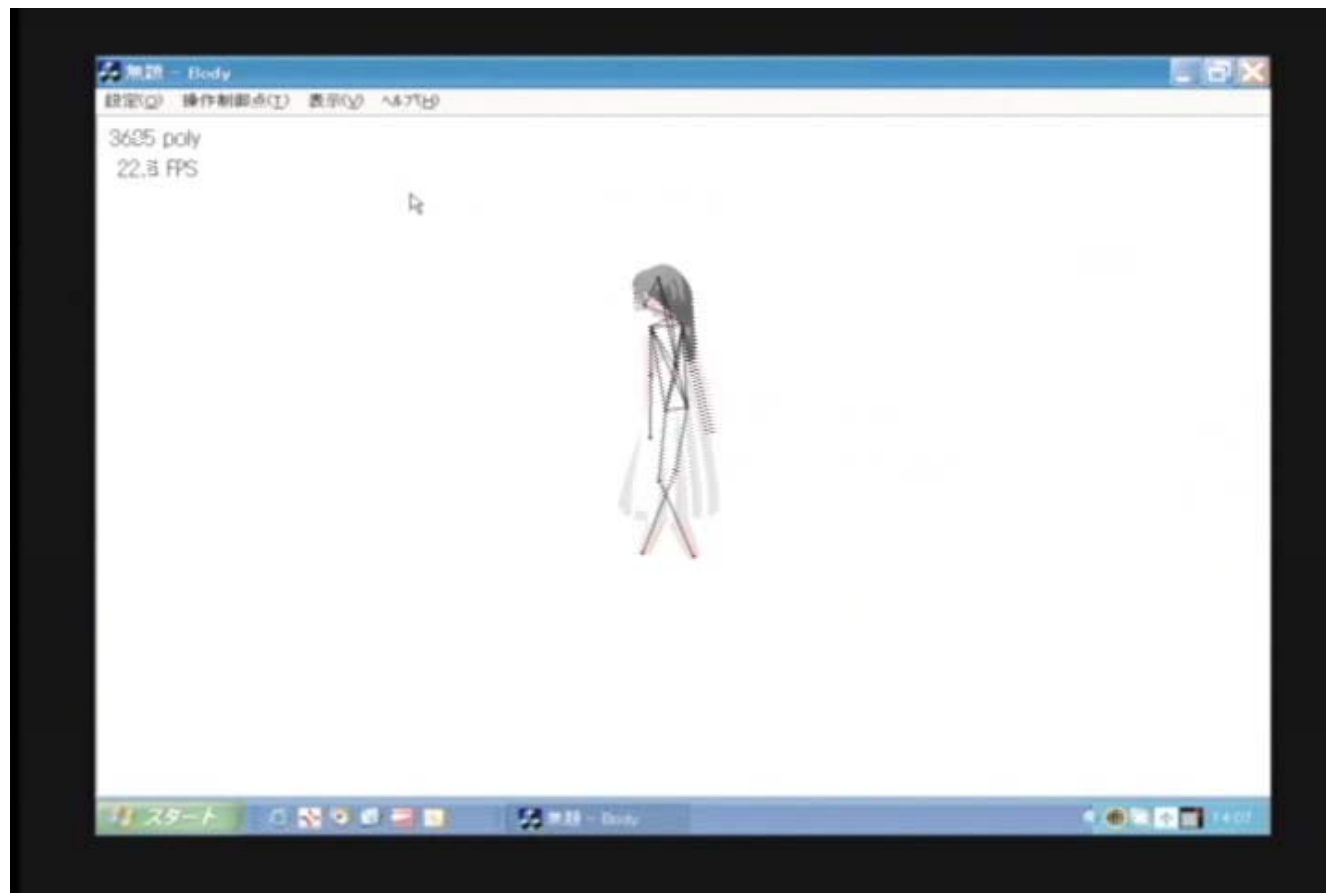
# Volrend. exe

AB法を3D表示に応用して水面の動きを表現



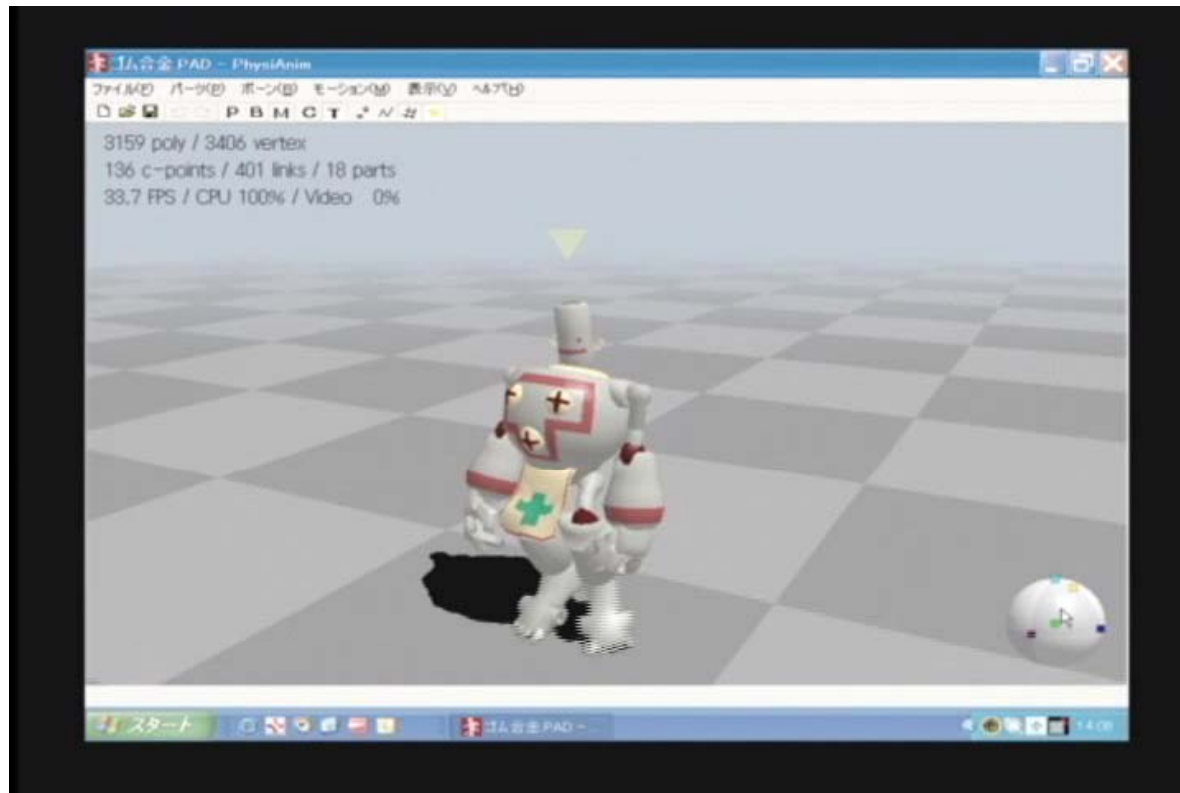
# Animebody. exe

AB法を応用して、人体の動きを表現

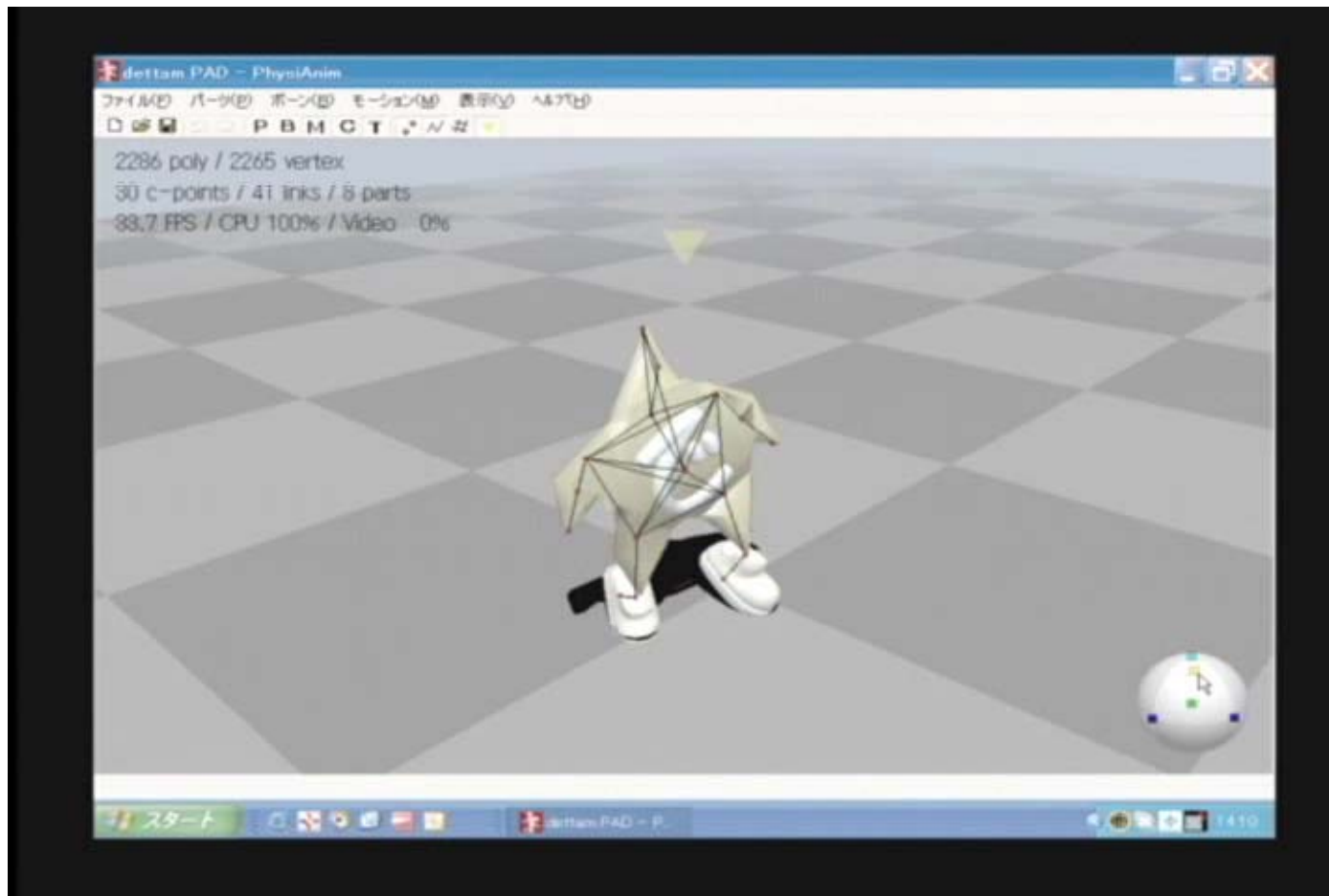


# フィジアニメ

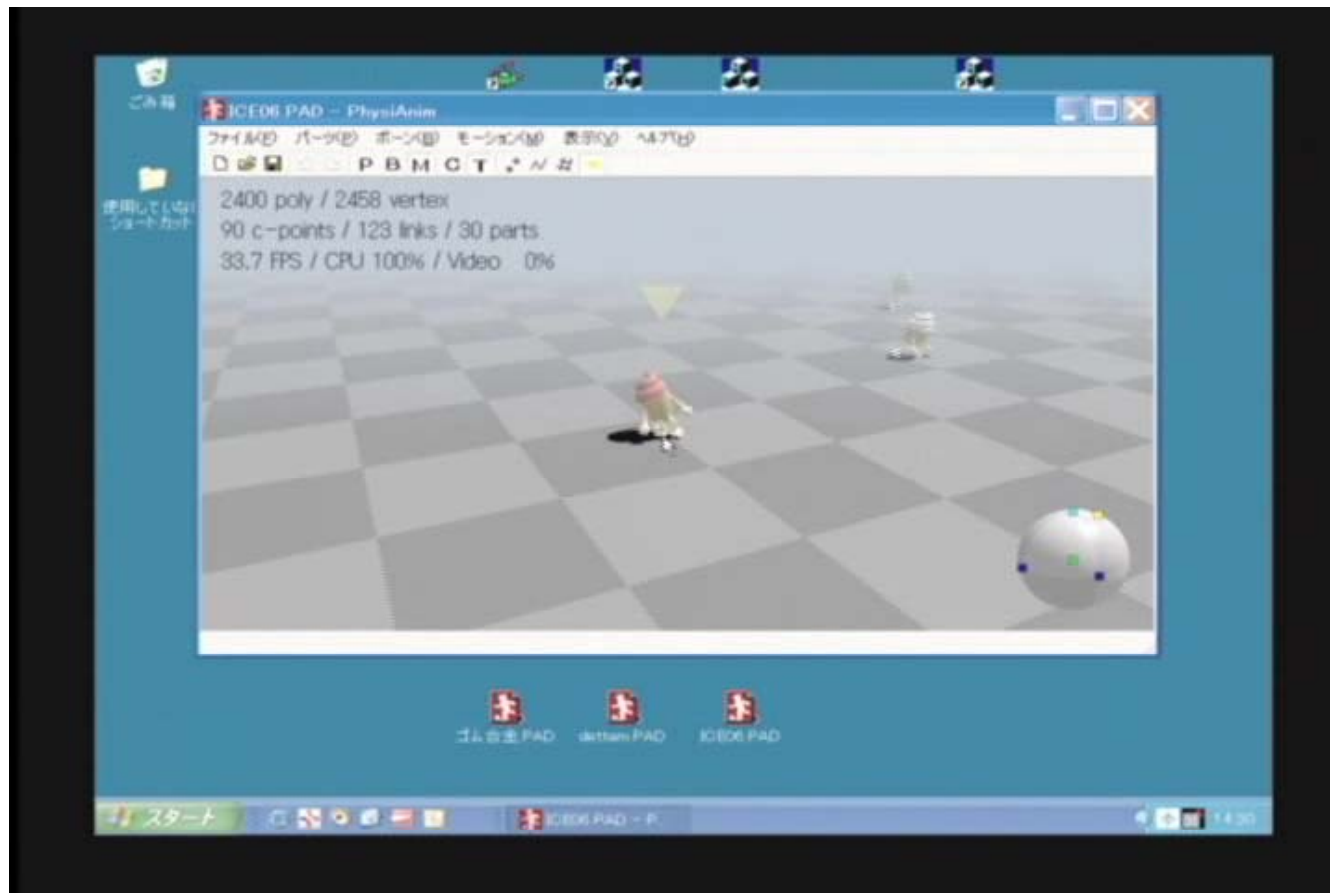
AB法を応用したもの、製品化された。



# フィジアニメ2



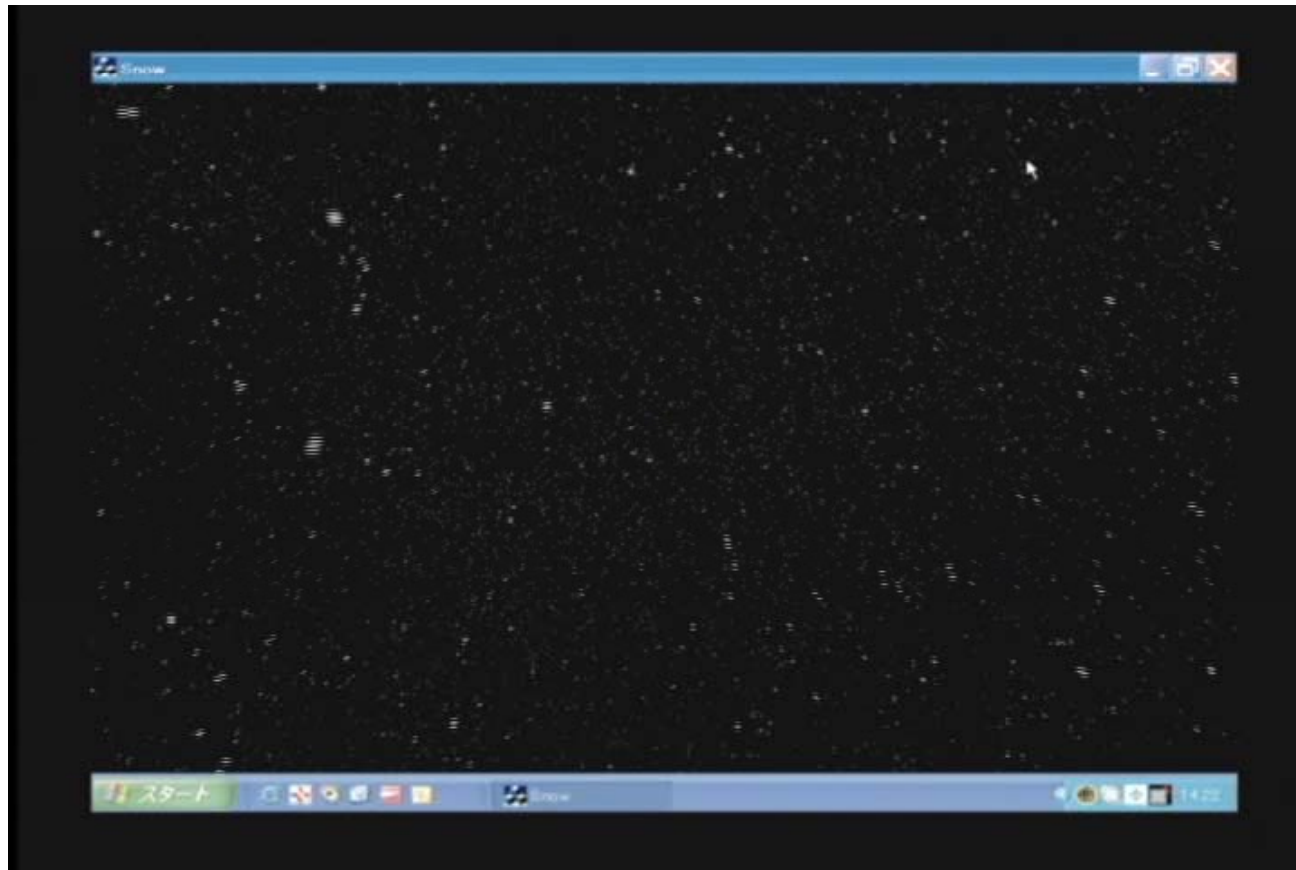
# フィジアニメ3



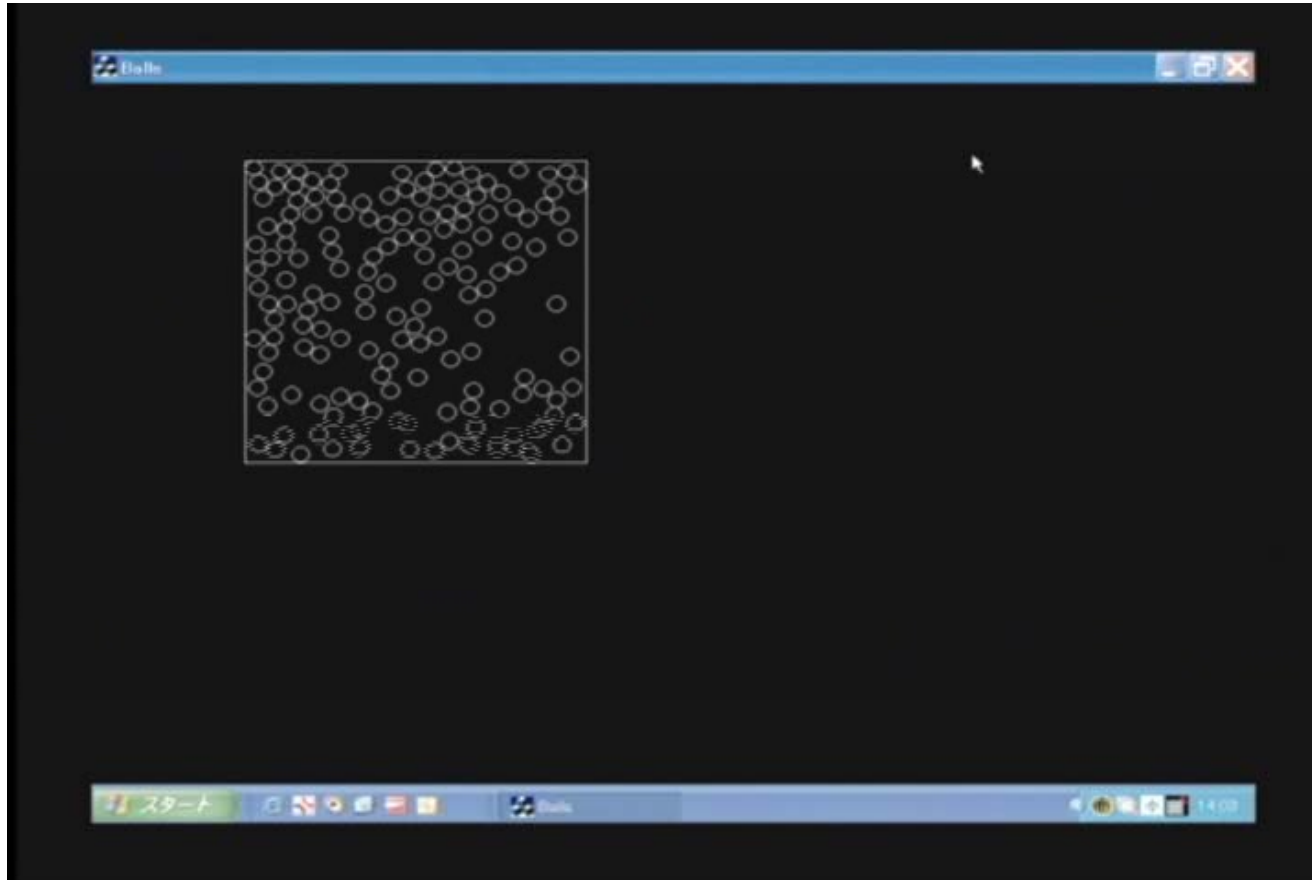


# Snow.exe

雪が降る様子を3Dで表現



# Ball. Exe



# 裁判所の判断

## 第1審

京都地裁平成18年12月13日判決

## 第2審(控訴審)

大阪高裁平成21年10月18日判決

## 第3審(上告審)

最高裁平成23年12月20日

# 判決（第1審）

- 「それ自体はセンターサーバを必要としないP2P技術の一つとしてさまざまな分野に応用可能で有意義なものであって、被告人がいかなる目的の下に開発したかにかかわらず、技術それ自体は価値中立である」
- 「価値中立的な技術を提供すること一般が犯罪行為となりかねないような、無限定な幫助犯の成立範囲の拡大も妥当でない」

# 判決（第1審）

- 「結局、そのような技術を実際に外部へ提供する場合、外部への提供行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、さらに提供する際の主観的態様如何による」

- 「Winnyを含むファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、Winnyが社会においても著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされ、効率もよく便利な機能が備わっていたこともあって広く利用されていたという現実の利用状況の下、被告人は、そのようなファイル共有ソフト、とりわけWinnyの現実の利用状況等を認識し、新しいビジネスモデルが生まれることも期待して、Winnyが上記のような態様で利用されることを認容しながら、...公開し」た＝幫助成立

# 控訴審立証（海外判例）

- ①アメリカのグロックスター事件（連邦最高裁2005年6月27日判決）
- ②韓国のソリバタ事件（ソウル中央裁判所2005年1月12日判決）
- ③台湾のezPeer事件（台湾士林地方法院2005年6月30日判決）

# 控訴審立証（利用実態）

- Winnyで著作権侵害の可能性が高いと認められるものは、ファイル全体の3～4割程度  
(慶応大学経済学部田中辰雄准教授の研究)

→原審判決のいうWinnyの現実の利用状況は誤り。

- サンプル調査無しに現実の利用状況は分からない。

→開発者もWinnyの現実の利用状況を認識していない。



# 判決（控訴審）

- 「価値中立のソフトをインターネット上で提供することが、正犯の実行行為を容易ならしめたといえるためには、ソフトの提供者が不特定多数の者のうちには違法行為をする者が出る可能性・蓋然性があると認識し、認容しているだけでは足りず、それ以上に、ソフトを違法行為の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合に幫助犯が成立すると解すべき」

# 判決（上告審）

- 「かかるソフトの提供行為について、幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。

# 判決（上告審）

- 「ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合や、当該ソフトの性質、その客観的利用状況、提供方法などに照らし、同ソフトを入手する者のうち例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認められる場合」

# 判決（上告審）

- 「被告人による本件Winnyの公開，提供行為は，客観的に見て，例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高い状況の下での公開，提供行為であったことは否定できない。」

# 判決（上告審）

- 「被告人の主観面をみると、...著作権侵害のために利用するであろう者がいることや、そのような者の人数が増えてきたことについては認識していたと認められるものの、いまだ、...著作権侵害のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており、...例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めるに足りる証拠はない。」

# 評価と課題

- 幫助犯の曖昧さと萎縮効果
- 技術立証の困難さ
- 捜査過程、特に取調べ過程立証の困難さ→取調べの可視化